

**令和5年度当初予算案（参考資料）
（こども家庭庁）**

令和5年度 こと家庭庁関連予算のポイント

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- **こども大綱の策定・推進** 3
 - ▶こども大綱の策定と周知のための情報発信
 - ▶地方自治体こども計画策定支援事業
- **こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発** 5
 - ▶こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討
- **こどもの意見聴取と政策への反映** 6
 - ▶こども・若者意見反映推進事業（一部補正）
- **こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実** 7
 - ▶こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 16
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進（一部補正）
 - ・子どものための教育・保育給付等（チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減）
 - ・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善（※）
令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度（月額9千円）の処遇改善の満年度化（※）放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進（一部補正）
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等（一部補正）
 - ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進（再掲）
 - ・保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施 等
 - ▶放課後児童クラブ等のICT化の推進（補正）
 - ▶認定こども園向け施設整備補助金の一元化（一部補正）
 - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等
- **こどもの居場所づくり支援**
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進（一部補正）（再掲）
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施（補正）
 - ▶「こども食堂」等に対する支援（一部補正）※P70に掲載
- **こどもの安全・安心** 58
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
 - ▶災害共済給付事業
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進
 - ▶「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進（補正）
 - ▶児童福祉施設等の災害復旧への支援（補正）

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 8
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金（一部補正）
- **子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信** 9
 - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 10
 - ▶妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
 - ▶全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援
 - ▶都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援
 - ▶母子保健情報デジタル化実証事業の実施（補正） 等
- **高等教育の無償化** 17
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進** 65
 - ▶保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による児童虐待防止対策の強化
 - ▶児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進（補正）
 - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実
 - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施
- **ひとり親家庭等の自立支援の推進** 69
 - ▶必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進
 - ▶困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援（補正）
- **障害児支援体制の強化** 72
 - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化 等
- **地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進** 75
 - ▶首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 77
 - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化 等
- **潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進**
 - ▶潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業（補正）

1. 施策の目的

- こども基本法(令和4年法律第77号)第9条において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならないとされている。また、同法第17条において、総理を長とするこども政策推進会議は、こども大綱の案の作成に当たり、こどもやこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。
- こども大綱の内容を踏まえ、同法第8条に基づき、政府は、毎年、国会に、我が国のこどもをめぐる状況及びこども施策の実施状況に関する報告(こども白書)を提出し、公表することとされている。

2. 施策の内容

1. こども大綱の作成に当たってのこども等からの意見聴取

- (1)こども・若者から意見を聴取する公聴会や、こども・若者を対象としたパブコメを実施する。
- (2)こども施策に取り組む地方公共団体やこどもに対する支援等に取り組むNPO等の関係機関・団体との意見交換を実施する。

2. こども大綱、こども白書の周知

- (1)こどもに対して内容を分かりやすく伝えるため、こどもの意見を踏まえ、動画等のコンテンツを作成し、様々な機会を通じて発信する。
- (2)こども大綱、こども白書についての冊子を作成する。
- (3)国際社会に向けた情報発信のため、英訳版を作成する。

3. 実施主体等

実施主体：国(一部委託)

1. 施策の目的

- こども基本法（令和4年法律第77号）第10条において、都道府県・市町村は、こども大綱を勘案して、当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）を定めるよう努めることとされている。また、当該計画は関連する他のこどもに係る計画と一体的に策定することができることとされている。
- こどもに関する計画を既に一体的に策定している地方自治体の好事例について調査し、横展開を図るとともに、計画策定を支援することにより、自治体こども計画の策定を促進する。

2. 施策の内容

1. こどもに関する計画の一体的策定に係る好事例の横展開
地方自治体の中には、子ども・若者育成支援法に基づく子ども・若者計画や子どもの貧困対策推進法に基づく計画等の相互に関連する計画を一体的に作成している事例がある。こうした事例について調査研究し、好事例の横展開を図る。
2. 自治体こども計画策定支援（現行の子ども・子育て支援対策推進事業費補助金の一部に計上）
こども計画策定に向けた地域の実情を把握するための実態調査、調査結果を踏まえたこども計画の策定を補助金により支援する。

3. 実施主体等

実施主体: 1. 国（委託）、2. 都道府県及び市区町村

1. 施策の目的

- こども基本法(令和4年法律第77号)第15条において、国は、こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとされている。
- また、同法に対する附帯決議において、日本国内のこどもや大人に対する、児童の権利に関する条約の趣旨や内容等についての普及啓発に、その認知度を把握しつつ取り組むこととされている。
- 本事業は、こども基本法の趣旨・内容について、広く社会に周知すること、また、児童の権利に関する条約についての国民の意識を把握するとともに、その結果も踏まえた効果的な普及啓発方法を検討することを目的とする。

2. 施策の内容

1. こども基本法の普及啓発

(1) シンポジウムの開催

こども基本法の趣旨・内容について、こどもを養育する者や地域においてこどもに関する支援を行う民間団体等の関係者の理解を深めるため、有識者による講演、パネルディスカッション等を実施する。

(2) 出張講座の開催

こどもがこども基本法について知ることができるよう、学校、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館、青少年センター、こども食堂等において、こども家庭庁職員等による出張講座を開催する。

2. 児童の権利に関する条約の普及啓発

(1) 意識調査

こどもと大人のそれぞれを対象に、児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての意識調査を実施する。

(2) 上記調査を踏まえた効果的な普及啓発方法の検討

上記調査の結果を踏まえ、児童の権利に関する条約の趣旨や内容に関する効果的な普及啓発方法を検討する。

3. 実施主体等

実施主体：1. 国(一部委託)、2. 国(委託)

1. 施策の目的

- こども基本法において、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、こども施策の策定等に当たって、こどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方自治体に対し義務付ける規定が設けられた。こども家庭庁は、その任務として、こどもの意見の尊重を掲げ、こどもの意見が積極的かつ適切にこども政策に反映されるよう取り組むこととしている。
- こども家庭庁設置法に対する附帯決議においては、こどもや若者の意見を把握するために、特定的手段によることなく多様な手法を検討・活用するとともに、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備に向けて、地方自治体、教育機関その他の関係機関などと緊密に連携することとされている。
- このため、こども政策決定過程におけるこども・若者の意見反映が推進されるよう、各府省庁やこども家庭庁が施策を進めるに当たり活用できるこども・若者から意見を聴くための仕組みを設け、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者からの意見聴取を実施する。また、ファシリテーター等の派遣により、こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援する。

2. 施策の内容

1. こども・若者からの意見聴取・反映

政策決定過程においてこども・若者の意見を反映させるため、各府省庁やこども家庭庁の施策等こども・若者に関連するテーマに関し、対面、オンライン会議、SNS、Webアンケートなどの多様な手法を組み合わせながら、こども・若者の意見聴取を実施し、政策に反映する。意見聴取に当たっては、こどもの声を引き出すファシリテーターやサポーターが参画し、事前のアイスブレイクやテーマに関してわかりやすい説明を行うなど、こどもが意見を言いやすい環境の下で実施する。

2. 地方自治体へのファシリテーター等派遣

こども・若者の意見反映に取り組む地方自治体を支援するため、ファシリテーター等を派遣する。ファシリテーターは、地方自治体におけるこども・若者の意見聴取に参加し、助言を行うとともに、地方自治体職員向けの研修等を実施する。

3. 実施主体等

実施主体：国(一部委託)

1. 施策の目的

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月議決定)において、こどもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重複化していることから、今後のこども政策の推進にあたっては、こどもの意識やこども・家庭を取り巻く状況に関するデータや、こども・家庭を支援する機関や団体に関するデータ等を活用し、エビデンスに基づき、多面的に政策を立案し、評価し、改善していくこととしている。
- こども基本法では、こども大綱において、原則、目標を定めることとされている。現状を把握し、その目標の達成状況を検証・評価することにより、こども大綱の策定・推進に活用する。
- こども基本法案に対する附帯決議においては、こどもに関するデータや統計の活用にあたっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築することが求められている。

2. 施策の内容

1. こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査

こども大綱に基づくこども政策の推進に当たり、こどもや若者、家庭を取り巻く状況の変化等に関する政策的な対応に向け、こどもや若者の置かれた状況や意識、少子化の状況等について、実態把握や情報収集・分析を行う。

2. こども政策に関するデータ・統計とEBPMの在り方に関する研究等

有識者からなる研究会を設置し、各府省庁等が実施している、こども・若者に関する調査や統計について現状を把握し、国際比較の観点も取り入れながら、政府として必要なデータ・統計やEBPMの在り方について検討を行う。その際、地方自治体や民間等からヒアリングを行い、参考とする。また、職員がこどもに関するデータ・統計の収集・分析等についていつでも専門的な助言を受けながら、データ・統計を適切に理解し、こども政策の充実に活かすことができるよう、有識者からなるアドバイザーを確保する。

3. 実施主体等

実施主体：国（一部委託）

1. 施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

2. 施策の内容

① 地域少子化対策重点推進事業

結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組）を支援します。

(1) 地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）
結婚支援センターの開設・運営、結婚支援を行うボランティアの育成・ネットワーク化 等

(2) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
男性の家事・育児参画促進、子育て支援パスポート、子育て支援情報の「見える化」支援 等

② 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

- ・一般コース（補助率：1/2）

【対象世帯所得】400万円未満 → 500万円未満 【交付上限額】夫婦共に29歳以下：30万円 → 60万円
夫婦共に30～39歳：30万円

【参考】令和4年度第2次補正予算（概要）90億円

① 地域少子化対策重点推進事業

(1) 地域結婚支援重点推進事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2 → 2/3）
- ・重点メニュー（補助率：2/3 → 3/4）

(2) 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）【新規】

(3) 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業

- ・一般メニュー（補助率：1/2）
- ・重点メニュー（補助率：2/3）

② 結婚新生活支援事業

- ・一般コース（補助率：1/2）
- ・都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

※対象世帯所得及び交付上限額は令和5年度当初予算案に同じ。

3. 実施主体等

① 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

② 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

1. 施策の目的

少子化の進行、人口減少は、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、我が国の社会経済に多大な影響を及ぼす有事というべき課題である。少子化対策を推進する上で、結婚、妊娠・出産、子育てが個人の自由な意思決定に基づくもの事を前提に、少子化を国民共通の困難として、危機感を共有することが重要になる。

また、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)では「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合」を2025年(令和7年)までに50%とする目標を掲げているが、直近の調査では33%であり、ここ数年は下降傾向にある。

これから結婚・子育てしようとする若い世代が将来にわたる展望を描け、結婚や子どもを産み育てることに前向きなイメージを持てるように、当事者である若い世代に対し必要な情報を発信するとともに、若い世代の結婚や子育てを応援する機運を高めていくことが重要である。

本経費は、少子化の進行が我が国の社会経済にもたらす影響を具体的に提示し、国民的な議論を促すとともに、結婚を希望する人を支え、子育て世帯を優しく包み込む社会的機運を醸成するため、効果的な媒体を使った当事者を含む国民各層への情報発信を行うことを目的としている。

2. 施策の内容

1. テレビ番組での情報発信：

テレビ番組において、少子化・人口減少が各分野に与える影響について多角的な分析に基づく具体的な数値や有識者の意見を紹介することで、国民全体の危機感の共有を図る。また、結婚をテーマにコーナーを制作し、ブライダル情報の一つとして地方自治体が取り組みを強化している結婚応援施策等(婚活セミナー、マッチングアプリ等)を紹介することで、結婚に前向きなイメージの共有を図る。

2. 結婚応援特設ウェブサイトの開設及びウェブ広告：

こども家庭庁ホームページ上に結婚応援のための特設ウェブサイトを開設。現行の内閣府HP「都道府県の結婚支援の取り組みについて」の内容を発展・充実させる。併せて、結婚に関心を持ち、結婚に関連するインターネット検索を行った者を結婚応援サイトへの効果的な誘導を図るためのリスティング広告を行う。

3. インターネット動画の制作およびウェブ広告：

20代、30代社会人や企業管理職層を主対象に、それ以外の層にも幅広く視聴されることを目的とした結婚応援、男性の育児休暇取得促進をテーマとした動画(アニメーション)を作成して動画サイト(Youtube)で配信。併せて、主対象を動画サイトへの効果的な誘導を図るためのリスティング広告を行う。

4. 電車内ビジョン及び中吊り広告：

上記動画を素材に首都圏、大都市圏の鉄道の電車内ビジョン及び中吊り広告を掲出する。

3. 実施主体等

・実施主体：国(委託)

出産・子育て応援交付金

令和5年度予算(案)：370億円

1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ

※ 継続的に実施

妊娠期

(妊娠8~10週前後)

妊娠期

(妊娠32~34週前後)

出産・産後

産後の育児期

面談
(*1)

面談
(*2)

面談
(*3)

随時の子育て関連イベント等の情報発信・
相談受付対応の継続実施(*4)

【実施主体】子育て世代包括支援センター(市町村)
(NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点等への委託を推奨)

伴走型相談支援

(*2~4) SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談、
プッシュ型の情報発信、随時相談の実施を推奨

- (*1) 子育てガイドを一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる 等
- (*2) 夫の育休取得の推奨、両親学級等の紹介。
産後サービス利用を一緒に検討・提案 等

身近で相談に応じ、
必要な支援メニューにつなぐ

- (*3) 子育てサークルや父親交流会など、悩みを共有できる仲間作りの場の紹介。産後ケア等サービス、育休給付や保育園入園手続きの紹介 等

- ・ ニーズに応じた支援(両親学級、地域子育て支援拠点、産前・産後ケア、一時預かり等)
- ・ 妊娠届出時(5万円相当)・出生届出後(5万円相当)の経済的支援

「経済的支援の実施方法」

出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減 等 ※電子クーポンの活用や都道府県による広域連携など効率的な実施方法を検討。

3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

- 伴走型相談支援：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- 経済的支援：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

1. 施策の目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとなっている。

2. 施策の内容

◆ 対象者（令和5年度実施要綱改正（案））

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

3. 実施主体・補助率等

◆ 実施主体 : 市町村

◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2

◆ 補助単価案

（1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,696,000円

（2）宿泊型 1施設あたり月額 2,474,700円

（3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 別紙参照

1回あたり 5,000円

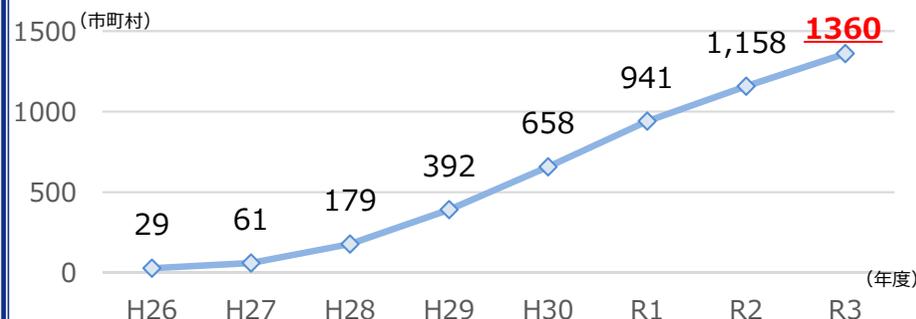
②上記①以外の世帯に対する利用料減免【拡充】（R5～）

1回あたり 2,500円

（4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,715,600円

※（1）及び（2）の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

4. 実施自治体



※ 令和3年度変更交付決定ベース

産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

令和5年度予算案における利用者負担の減免支援の拡充

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられている。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。

①非課税世帯

R4年度より減免支援
(5,000円/回)



②全ての産婦（①以外）

R5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円/回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円/回
(宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額)
※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間
(宿泊型の平均的な利用日数)

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円/回）
については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、利用料減免のクーポンを渡す方法などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、利用料の金額設定を引き下げる方法も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っている包括センター等に情報提供することとする。

1. 施策の目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用を助成する。なお、本事業については、今般新たに創設された伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

2. 施策の内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

<要件>

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内容

- (1) 初回産科受診料補助
低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。
- (2) 関係機関との連絡調整
把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

- (1) 本事業は、子育て世代包括支援センターの窓口業務として実施することとする。
- (2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。
- (3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じて支援計画を策定し支援を実施すること。

3. 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村（伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。）
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

1. 施策の目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

2. 施策の内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内 容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援 （性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）【拡充】
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

3. 実施主体・補助率

◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市

◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

1. 施策の目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

2. 施策の内容

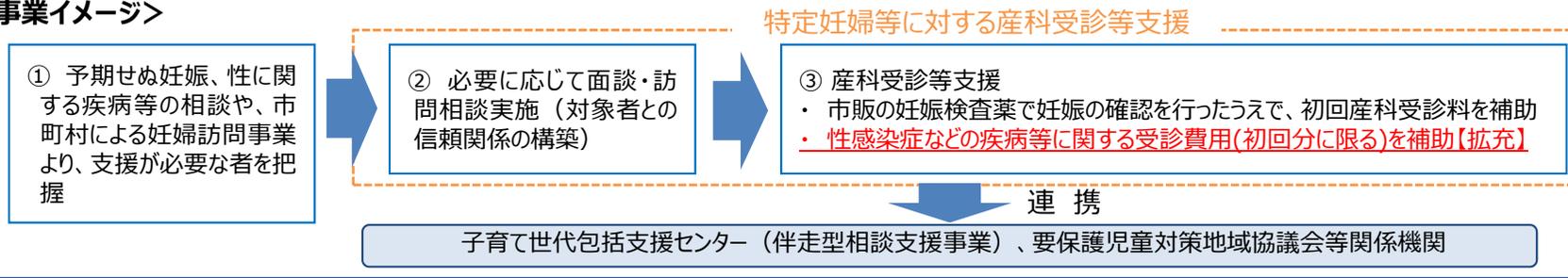
◆ 対象者

特定妊婦（※）と疑われる者、**妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者【拡充】**
 ※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限る）に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

<事業イメージ>



3. 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 実施自治体数
 - ・ 産科受診等支援 17自治体（16自治体）
 - ・ 初回産科受診料 14自治体（14自治体）
- ※ 令和3年度変更交付決定ベース
括弧は令和2年度変更交付決定ベース

4. 補助単価案

- ◆ 補助単価案

①直営	産科受診等支援	月額	162,000円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円
②委託	産科受診等支援加算	月額	322,400円
	受診費用	受診1件あたり	10,000円
	【拡充】交通費	受診1件あたり	2,000円

1. 施策の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

2. 施策の内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

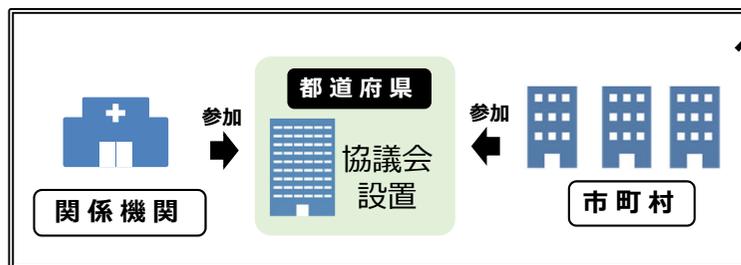
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化(記録の電子化等)
- (4) 各種健診に必要な備品(屈折検査機器等)の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業【拡充】

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、**成育医療等に関する協議会の設置**するとともに、検討会による検討・決定なども踏まえ、母子保健(各種健診や産後ケア事業など)に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容(例)】

- ・都道府県、市町村の「**成育医療等に関する計画**」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する**実施体制の整備**や**委託先の確保**に関すること
- ・母子保健事業に関する**委託内容(契約金額など)の統一化**に関すること

3. 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、市町村
- ◆ 補助率 : ①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案 : ①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円【拡充】

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

令和5年度当初予算(案) 5,311億円(5,196億円)

1. 施策の目的

○「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)を確実に実施する。

2. 施策の内容

◆**対象の学校種** 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

◆**対象の学生** 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)

◆**支援の内容** 授業料等の減免、給付型奨学金の支給

◆支援対象者及び大学等の要件

- 個人要件
 - …進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - …大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 機関要件(国等による要件確認を受けた大学等が対象)
 - …学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - …経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

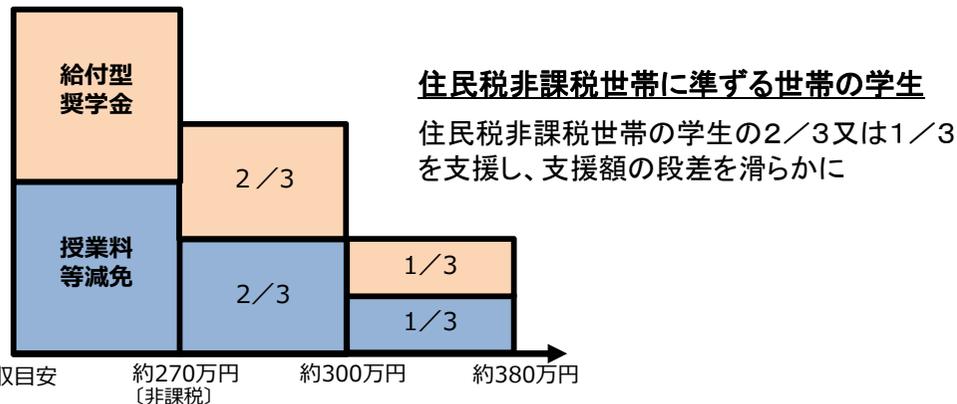
○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

3. 実施主体等

◆**実施主体** : 【学資支給補助金】(独)日本学生支援機構 【授業料等減免費交付金】国 日本私立学校振興・共済事業団 【授業料等減免費負担金】都道府県

◆**補助率** : 【学資支給補助金】国10/10 【授業料等減免費交付金】国10/10 【授業料等減免費負担金】国1/2 都道府県1/2

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和5年度当初予算(案) 3兆3,317億円(3兆2,553億円)

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

子どものための教育・保育給付等 1兆5,966億円(1兆4,988億円)

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

- ・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所・認定こども園は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 1,042億円(1,277億円)

給付認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園(未移行)、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定子ども・子育て支援を受けた場合の利用料の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

- ・施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)

地域子ども・子育て支援事業 2,019億円(1,854億円)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3等】

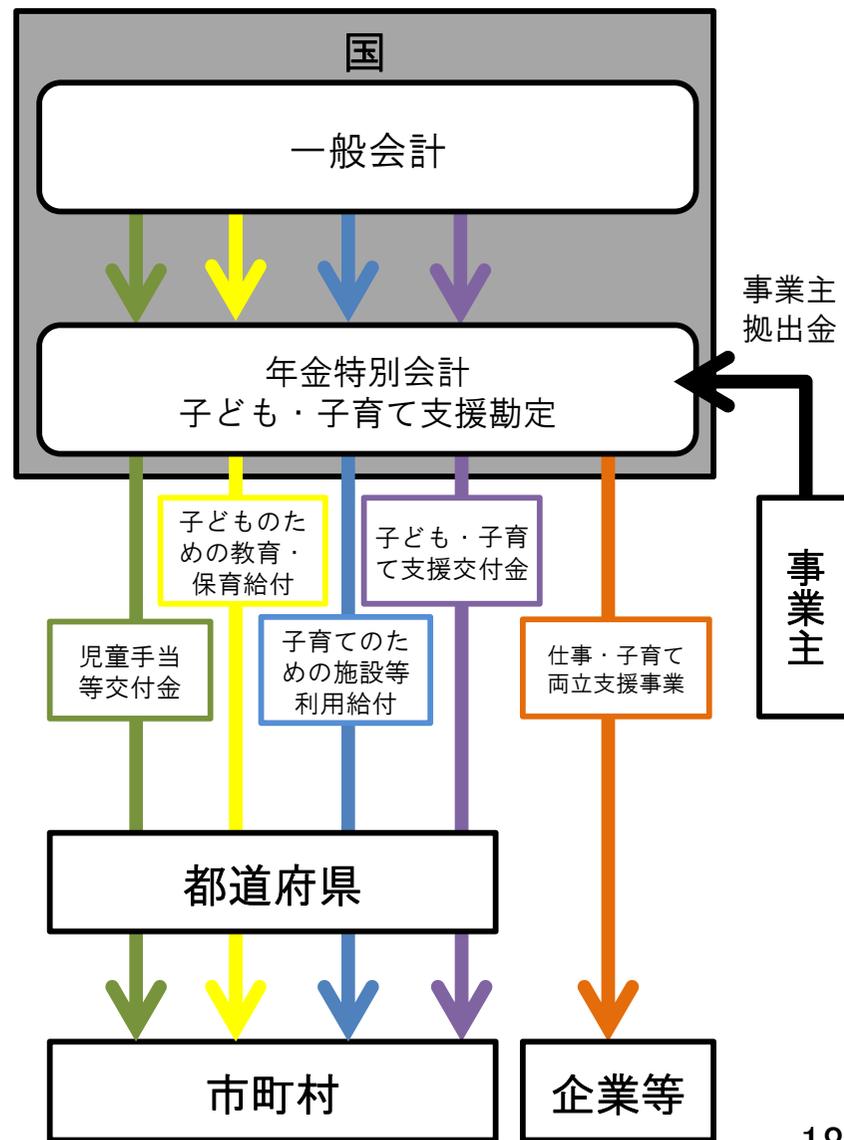
仕事・子育て両立支援事業 2,090億円(1,846億円)

- ・企業主導型保育事業 【国10/10】
・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】
- ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業 【国10/10】

児童手当等交付金 1兆2,199億円(1兆2,588億円)

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付 【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



子どものための教育・保育給付交付金

令和5年度当初予算（案）

1兆5,948億円（1兆4,918億円）

1. 施策の目的・内容

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

2. 令和5年度予算案の主な内容

○新子育て安心プランに基づく保育所等の受け皿整備に伴う利用児童数の増（+1.7万人）

○保育士・幼稚園教諭等の3%程度（月額9千円）の処遇改善に係る満年度化、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応

○チーム保育推進加算の充実

比較的規模の大きな保育所（利用定員121人以上）^{（※）}について、25:1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする（現行は保育所の規模にかかわらず1人。）拡充を行い、保育士の負担軽減、こどもの安心・安全な保育環境の整備を推進する。

（※）これまでと同様に、複数保育士のチームによる保育体制や職員の平均経験年数（12年以上）等に一定の要件あり。

○主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設

0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②3人以上の0歳児保育を実施する職員体制を維持している場合には、新型コロナウイルス感染症による利用控えが想定される令和5年度に限り、前年度に要件を満たしていた月については、引き続き、要件を満たすものとして取り扱う。

○処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長

処遇改善等加算Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限について、令和4年度末までから令和6年度末までに延長する。

（注）新型コロナウイルス感染症による休園等に伴う保育料減免は、令和4年度末までの措置とする。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村

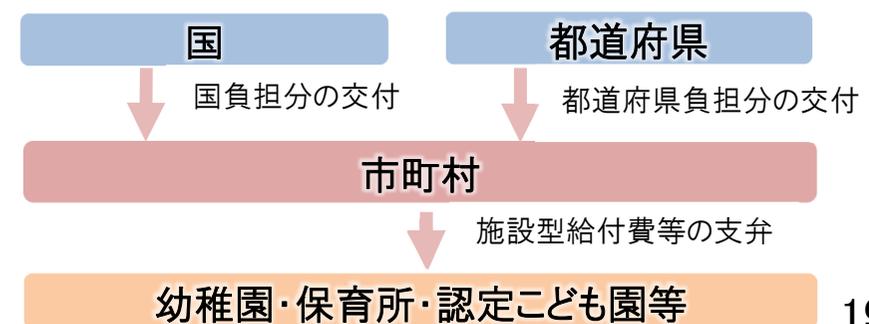
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1/2	1/4	1/4
地域型保育給付（公私共通）	1/2	1/4	1/4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

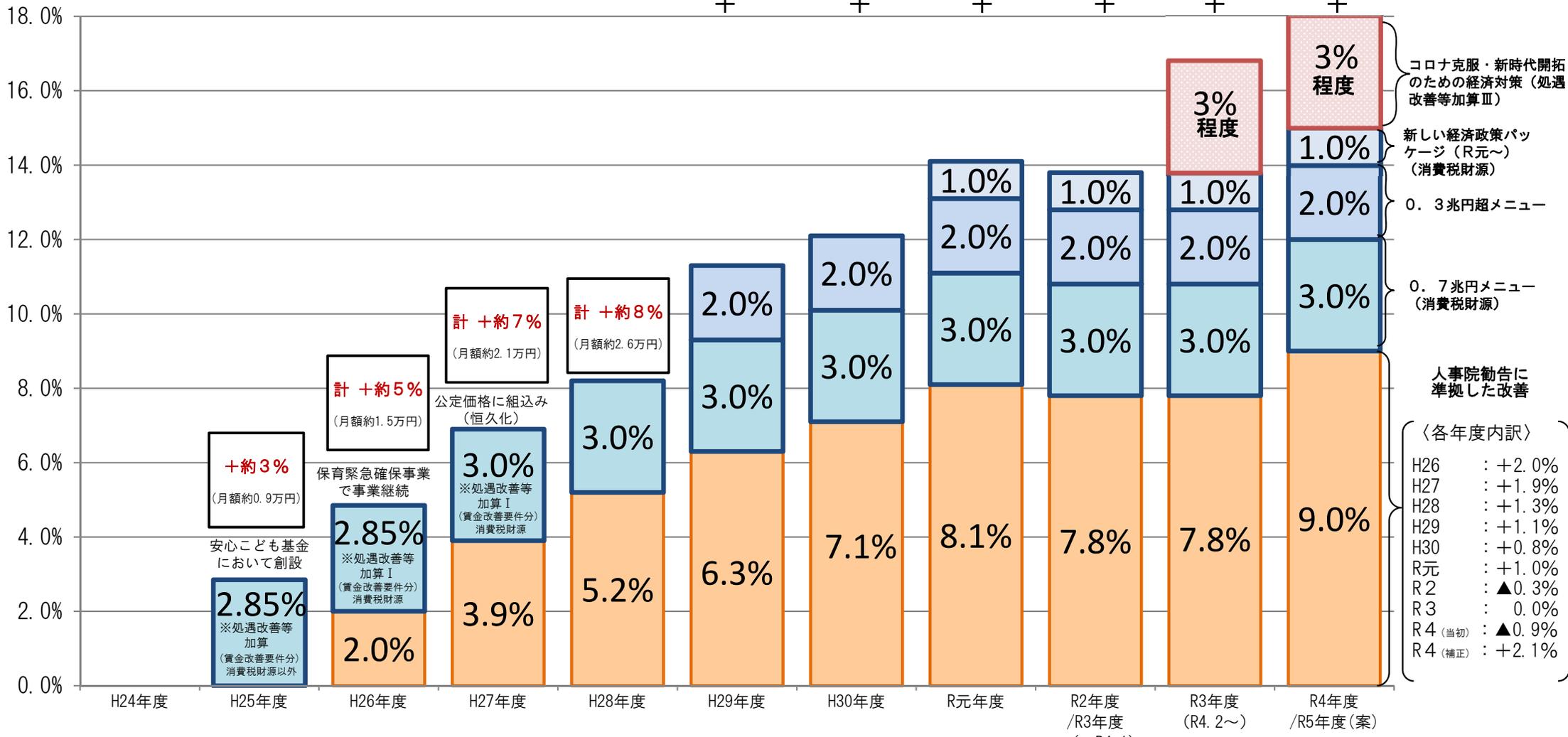
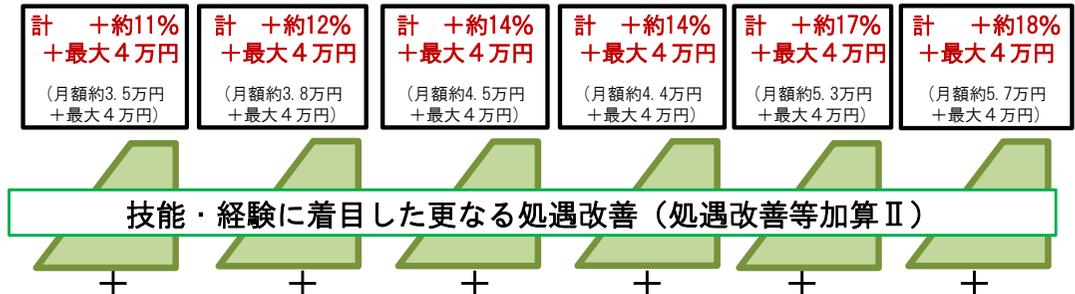
※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



保育士等の処遇改善の推移

(改善率)



- コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（処遇改善等加算Ⅲ）
 - 新しい経済政策パッケージ（R元～）（消費税財源）
 - 0.3兆円超メニュー
 - 0.7兆円メニュー（消費税財源）
 - 人事院勧告に準拠した改善
- 〈各年度内訳〉
- | | |
|---------|---------|
| H26 | : +2.0% |
| H27 | : +1.9% |
| H28 | : +1.3% |
| H29 | : +1.1% |
| H30 | : +0.8% |
| R元 | : +1.0% |
| R2 | : ▲0.3% |
| R3 | : 0.0% |
| R4 (当初) | : ▲0.9% |
| R4 (補正) | : +2.1% |

※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2～9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子ども安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

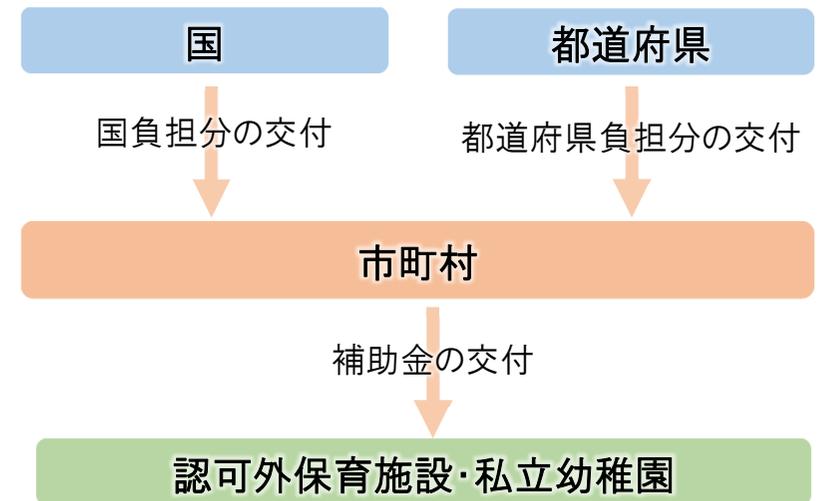
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
国1/2(指定都市・中核市1/2)
- その他の市町村が実施する場合
国1/2(都道府県1/4・市町村1/4、指定都市・中核市1/2)



子育てのための施設等利用給付交付金

令和5年度当初予算（案）

1,042億円（1,277億円）

1. 施策の目的

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設し、市町村に対して交付金を交付する。

2. 施策の内容

市町村は、①の支給要件を満たした子供が②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものが対象

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

②対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

(※)認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置あり(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできる)。

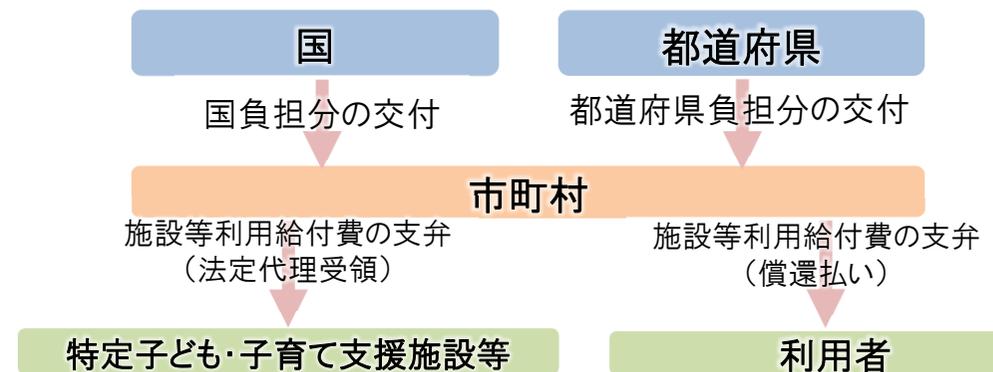
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【負担割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4(原則)



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

《対象事業》

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧養育支援訪問事業 |
| ②延長保育事業 | ⑨子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ⑩地域子育て支援拠点事業 |
| ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | ⑪一時預かり事業 |
| ⑤放課後児童健全育成事業 | ⑫病児保育事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ⑦乳児家庭全戸訪問事業 | |

《令和5年度における主な充実の内容》

- 放課後児童クラブについて、待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地内等においてプレハブを設置する際の費用(リース代)を賃借料補助の対象に追加。
- 待機児童が生じている又は生じる見込のある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して他の放課後児童クラブ等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向け、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を実施する。また、整備用地や学校・児童館・民間アパート等既存施設の空きスペースの確保を支援する。
- 病児保育事業について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

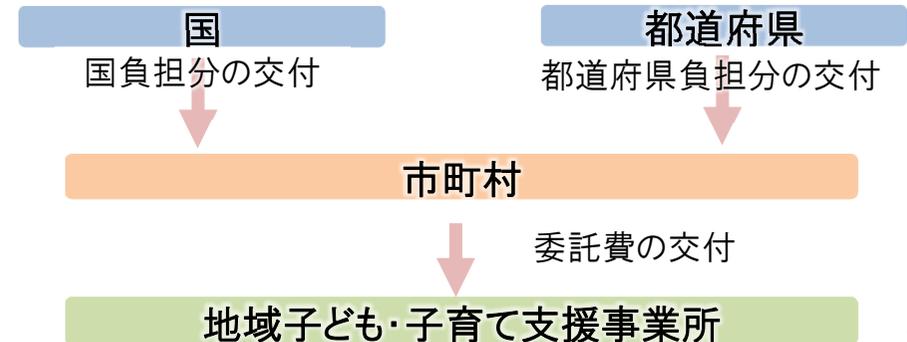
3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

	国	都道府県	市町村
利用者支援事業	2/3	1/6	1/6
上記以外の地域子ども・子育て支援事業	1/3	1/3	1/3



利用者支援事業

令和5年度当初予算（案） 1,920億円の内数（1,800億円の内数）

（子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
 - 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
 - 子育て支援に関する情報の収集・提供
 - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
 →当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
 - 地域に展開する子育て支援資源の育成
 - 地域に必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和5年度予算案）

【基本事業】 ※母子保健型は、職員が専任の場合

基本型	特定型	母子保健型
7,688千円	3,150千円	14,331千円

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

○実施か所数の推移（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R2年度	888	394	1,582	2,864
R3年度	981	379	1,675	3,035

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談支援機関連携等加算
1,451千円	781千円	1,093千円	1,934千円	805千円	774千円	3,270千円	300千円

子育て世代包括支援センター

【平成27年度創設】

1. 施策の目的

- 主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、**母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供**を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた**妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築すること**を目的とする。 ※平成29年度より法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）

2. 施策の内容

◆ 実施主体

市町村

◆ 対象者

主として、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者

◆ 内容

- (1) 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導の実施
- (3) 支援プランの策定
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

◆ 職員配置

- (1) 保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上（R7までは配置しないことも可）（R3～）
- (3) 利用者支援専門員を1名以上（地域の実情等により配置しないことも可）
- (4) 補助者（任意）

3. 予算補助等

- ◆ 活用可能な予算（R5年度予算案）
子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）1,920億円の内数
- ◆ 補助率
国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
- ◆ 補助単価案（利用者支援事業母子保健型の場合）
1か所あたり年額 4,497千円～14,331千円
※ 職員配置により異なる

4. 設置状況

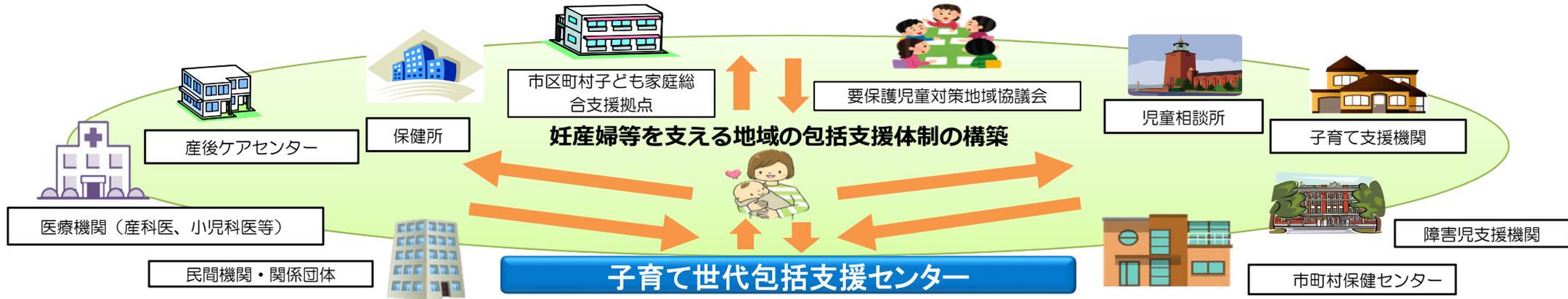


※ 各年度4月1日現在（母子保健課調べ）

※ 平成27年度は利用者支援事業母子保健型による補助金を活用している自治体数

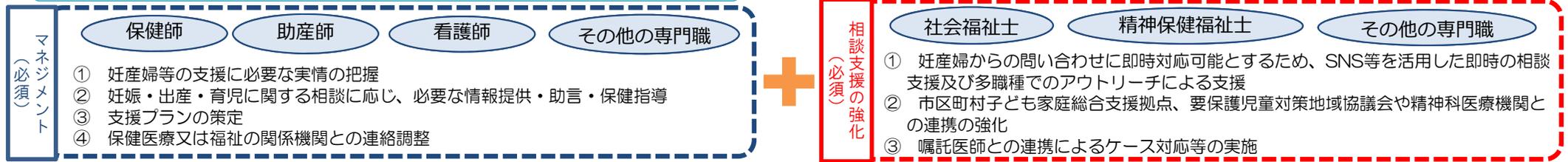
子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- **妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できること**を目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとともに、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施。
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 - 実施市町村数：1,603市区町村、2,451か所（R3.4.1現在）

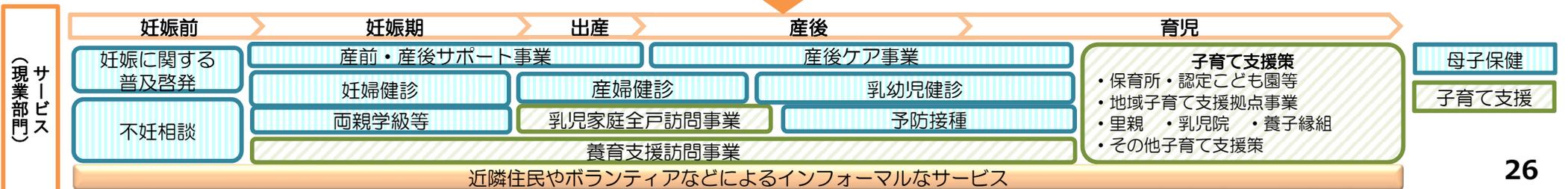
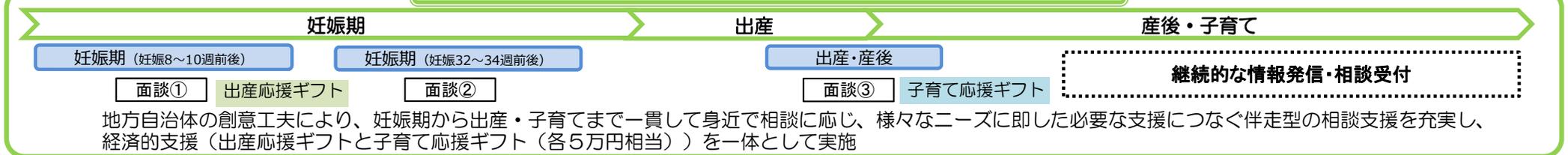


妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

困難事例への対応等の支援（R3～）



伴走型の相談支援（R4補正～）



延長保育事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

(1) 一般型

標準時間認定：1 1時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

(2) 訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】>



<夜間保育所（11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合）>



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む。）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和5年度補助基準額（案）】

※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長：18,800円

2時間延長：37,600円

3時間延長：56,400円

② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長：300,000円

1時間延長：1,667,000円（1,895,000円）

2～3時間延長：2,640,000円（2,868,000円）

4～5時間延長：5,510,000円（5,624,000円）

6時間以上延長：6,485,000円

【実績】

<実施か所数>

平成30年度：28,476か所（公立7,375か所、私立21,101か所）

令和元年度：29,463か所（公立7,194か所、私立22,269か所）

令和2年度：28,425か所（公立6,690か所、私立21,735か所）

<年間実利用児童数>

平成30年度：1,069,291人（公立264,816人、私立804,475人）

令和元年度：1,064,179人（公立255,279人、私立808,900人）

令和2年度：897,348人（公立210,426人、私立686,922人）

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化 ※ 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

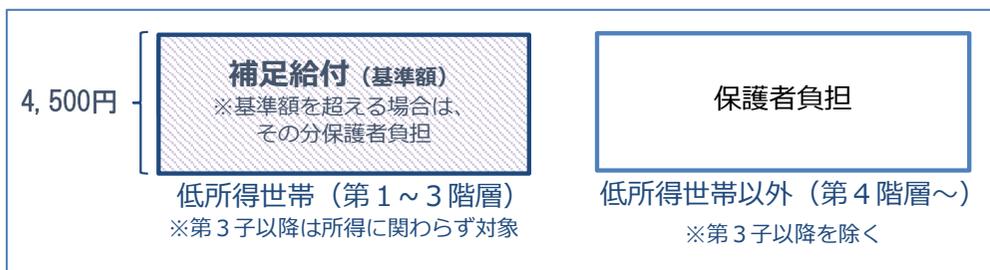
低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図る。

2. 施策の内容

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する。

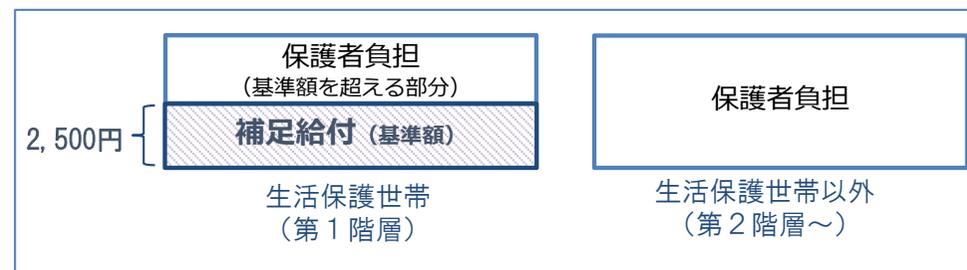
①給食費（副食材料費）

※新制度に移行していない園に限る



②教材費・行事費等（給食費以外）

※施設型給付又は地域型保育給付を受ける園のみ



※新制度園（1号認定）の副食材料費については、公定価格の副食費徴収免除加算が支給されている

※特別支援学校幼稚部については、特別支援教育就学奨励費補助制度があるため対象外

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※「実費徴収に係る補足給付事業」は、地域子ども・子育て支援事業の1つであり、地域の保護者・事業者等のニーズを踏まえつつ策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従って、市町村が事業の実施や給付対象者の範囲を決定。

※①給食費（副食材料費）の対象（2019年10月～）は、新制度に移行していない幼稚園において給食を実施している場合。給食の実施方法・形態は問わない（外部搬入で実施している場合、ミルク給食のみを実施している場合も対象）。ただし、家から持参するお弁当は、そもそも給食に該当しないため対象外。

【補助率】：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和5年度補助単価（案）（1人当たり月額）】

- ①給食費（副食材料費）：4,500円
- ②教材費・行事費等（給食費以外）：2,500円

【実績（令和2年度）】

- ①給食費（副食材料費） 1号認定：6,602か所、106,607人
- ②教材費・行事費等 1号認定：694か所、922人
- 2号認定：3,128か所、6,206人
- 3号認定：1,905か所、2,729人

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、
- ・多様な事業者の新規参入の支援
 - ・私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築
 - ・小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者や教育・保育施設等を利用する一定程度以下の所得の多子世帯の経済的負担軽減を図り、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

2. 施策の内容

1 新規参入施設等への巡回支援（平成26年度創設）

- 住民ニーズに沿った多様な保育を提供していく上で、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援の実施に必要な費用の一部を補助する事業。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費（平成27年度創設）

- 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるため、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（令和3年度創設）

- 幼児教育・保育の無償化の対象とならないものの、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。） 【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【令和5年度補助基準額（案）（1人当たり月額）】

- ① 新規参入施設等への巡回支援 1施設当たり年額：400,000円
- ② 認定こども園特別支援教育・保育経費 障害児1人当たり月額：65,300円
- ③ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額：20,000円
ただし、利用する施設等の過去3力年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

【実績】

（単位：か所）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
巡回支援	247	780	931	956	989	884	884
特別支援	-	111	94	140	277	292	336

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

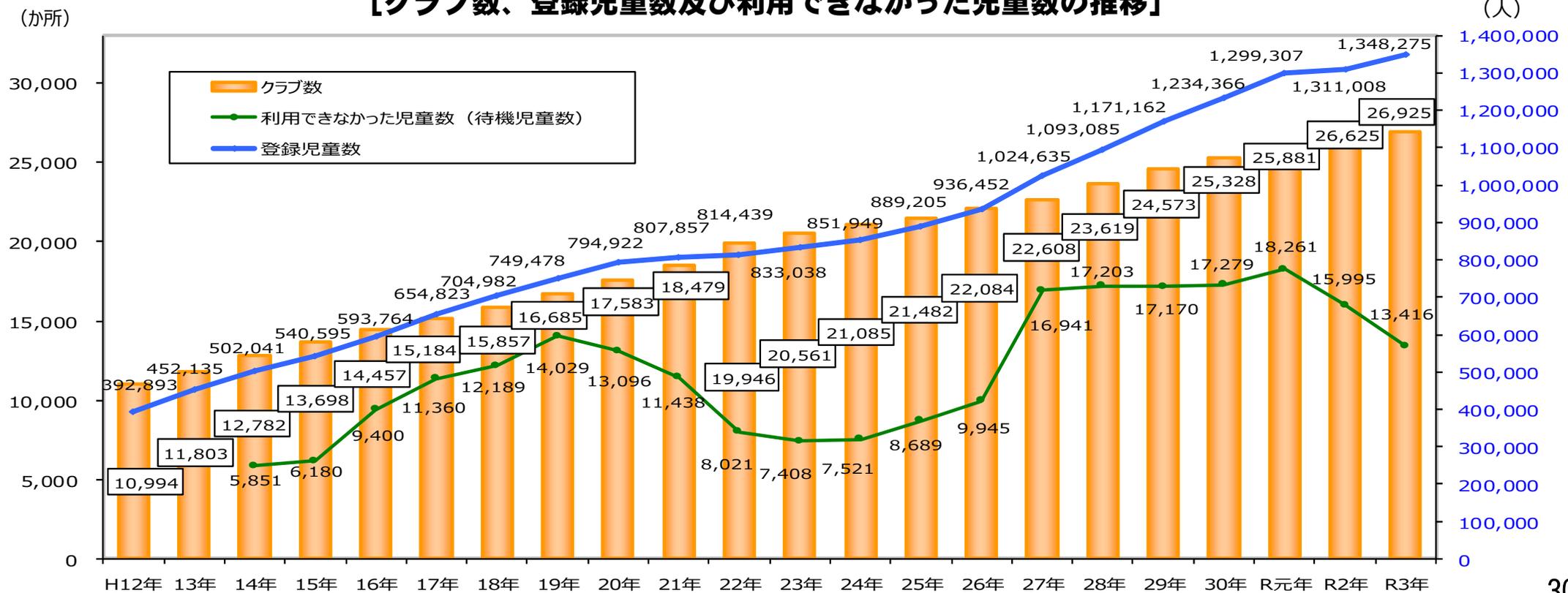
【現状】(令和3年5月現在)

- クラブ数 26,925か所
(参考：全国の小学校18,889校)
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 13,416人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



放課後児童クラブ関係予算のポイント

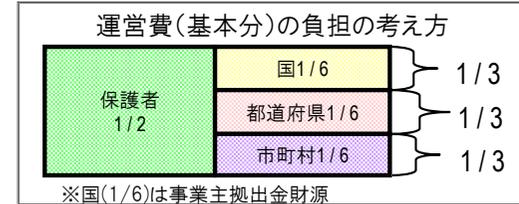
令和4年度予算額 1,065億円 → 令和5年度当初予算(案) 1,205億円

子ども・子育て支援交付金 令和4年度 981億円 → 令和5年度予算案 1,046億円
 子ども・子育て支援施設整備交付金 令和4年度 84億円 → 令和5年度予算案 159億円

施策の目的

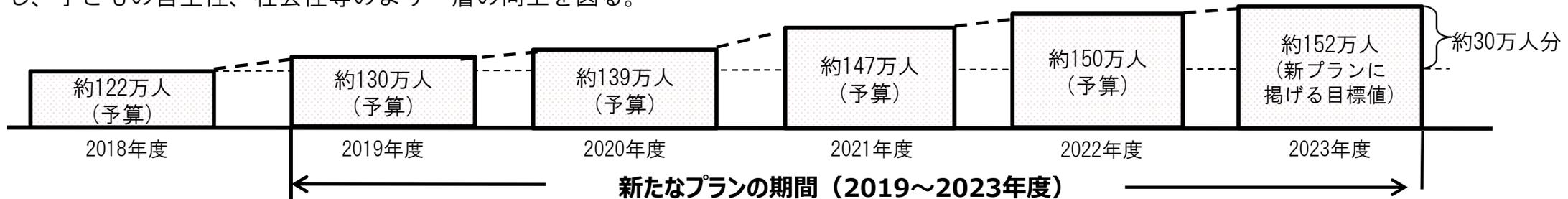
○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等(主な内容)

(1) 放課後児童健全育成事業(運営費)

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

(2) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童クラブ支援事業

- ① 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- ② 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- ③ 放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

(4) 障害児受入強化推進事業等

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ① 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- ② 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
- ③ 収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

(6) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

<国庫補助率高上げ（平成28年度からの継続）>

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3
→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3
→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／4

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。【拡充】

※主に4年生以上を対象にしていたものを全学年に拡大

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和5年度予算案における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童健全育成事業（運営費）（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

放課後児童支援員は、基礎資格＋研修受講という仕組みになっているところ、子ども・子育て支援交付金の算定上、この研修受講について、令和5年3月31日までに研修を修了することを予定している者まで含む経過措置を設けている。

本経過措置が終了することを踏まえ、卒業してすぐに就職する職員などに一定の猶予が必要なこと、急な退職時等の職員確保が難しいこと等を考慮し、研修受講については、「①研修計画を定めること、②採用から2年以内に研修修了を予定していること」という2つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

② 放課後児童クラブ運営支援事業（子ども・子育て支援交付金）【拡充】

待機児童解消に向けた緊急対応として、学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施するための賃借料補助の対象に、プレハブの設置に係る経費（リース代）を加えることとする。

③ 放課後児童クラブ利用調整支援事業（子ども・子育て支援交付金）【新規】

待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、障害児の受入れに向けた調整を行うなど、待機児童解消への取組に係る経費を補助する事業を創設する。

1 事業の目的

令和5年度当初予算(案) : 子ども・子育て支援交付金 **1,046億円の内数** (981億円の内数)

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な賃借料の補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

○対象事業

(1) 賃借料補助

- ① 学校敷地外の民家・アパート等を活用して、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する場合に必要な賃借料(開所前月分の賃借料及び礼金含む。)を支弁する事業。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約(いわゆるリース契約)に係る費用は対象とならない。
- ② **学校敷地内又は公有地において、プレハブを設置し、放課後児童健全育成事業を実施するために必要な費用(リース代)を支弁する。【拡充】**

(2) 移転関連費用補助

学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施しており、児童の数の増加に伴い、より広い実施場所に移転することで受入児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する等の場合に、その移転に係る経費(移転前の実施場所に係る現状回復費を含む。)を支弁する事業。

(3) 土地借料補助

学校敷地外の土地を活用して、放課後児童健全育成事業を新たに実施する際に必要な土地借料を支弁する事業。

○対象事業の制限

(1) 本事業を実施しようとする場合は、以下の要件を満たすこと。

- ア 当該市町村において待機児童が既に存在している、又は当該放課後児童健全育成事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況 **(学校の余裕教室等が使用できなくなる場合も含む。)**にあること。【拡充】
- イ 賃借料補助①については、平成27年度以降に新たに実施した、又は実施する放課後児童健全育成事業であること。
- ウ 市町村行動計画への放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型目標事業量等の記載があること。

(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

(3) 賃借料補助については、既に民家・アパート等を活用して放課後児童健全育成事業を実施している場合の賃借料については、本事業の対象とならない。ただし、児童の数の増加に伴い、実施場所を移転し、支援の単位を分けて対応するための賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

(4) 賃借料補助のうち、リース代への補助に当たっては、以下の要件を満たすこと。【拡充】

- ア **都市開発や学校の余裕教室が使用できなくなる場合等の突発的な事情により、緊急的に整備が必要であること。**
- イ **「子ども・子育て支援整備交付金」による受け皿整備よりも、早期に待機児童の解消が見込めること。**

(5) 土地借料については、放課後児童健全育成事業者が市町村、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人の場合は、本事業の対象とならない。また、事業実施年度の初年度に限り本事業の対象とする。ただし、児童の数の増加に都尾内、実施場所を移転し、支援の単位を増やすための土地の賃借など、新たな受け皿の確保を図るものについては、本事業の対象とする。

3 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 市町村(待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村) ◆ 補助基準額(案) (1市町村当たり) : 3,066千円
- ◆ 補助率 : 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

令和5年度当初予算（案）：子ども・子育て支援交付金 **1,046億円の内数**（981億円の内数）

1 事業の目的

- 待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村において、放課後児童クラブの利用ができなかった児童等に対して、他の放課後児童クラブや児童館等、放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋するとともに、放課後児童クラブの設置等に向けた整備用地や学校・児童間・民間アパート等既存施設の空きスペースの確保支援（学校・地域企業からの情報収集、放課後児童クラブ運営法人等への情報提供、地域住民向けの説明会の開催等）を行う。

2 事業の概要・スキーム

○利用調整等を行う支援員（放課後待機児童利用調整支援員）の配置

利用調整等を行う支援員を配置し、以下の業務を行う。配置場所は市町村（利用調整を行う放課後児童クラブ等に業務の一部又は全部を委託することも可。）とし、加配のみならず、放課後児童支援員等すでに配置されている職員と兼務可能とする。

（1）利用調整支援

- ① 希望する放課後児童クラブの利用ができなかった若しくはクラブの登録児童数等の状況から利用できない可能性がある児童について、他の放課後児童クラブ（学区外を含む。）、児童館等、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用を斡旋する（年間を通じて継続的に、利用可能な施設等の利用を斡旋する。）とともに、障害児の受入れに向けた、受入可能クラブの利用の斡旋、障害児支援機関等との連絡調整等を行う。
- ② 放課後児童クラブ（学区外を含む。）の登録児童数や利用実態、児童館その他施設の活動状況等を定期的に把握し、空き状況の変化等に応じて、随時利用可能な施設等の斡旋を行う。
- ③ 放課後児童クラブへの斡旋を優先し、クラブの利用が困難な場合に、児童館その他施設の利用を斡旋するものとする。

（2）設置場所の確保支援

地域の待機児童解消に向け、新たな放課後児童クラブの設置や既存のクラブの拡張を行うために、整備用地や学校・児童館・民間アパート等の既存施設の空きスペースの確保支援（学校・地域企業等からの情報収集、放課後児童クラブ運営法人等への情報提供、地域住民向けの説明会の開催等）を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村（待機児童が生じている又は生じる見込みのある市町村） ◆ 補助基準額（案）（1市町村当たり）：4,133千円
- ◆ 補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

子育て短期支援事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

2. 施策の内容

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）こどもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は母子等

- こどもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、そのこどもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭のこども



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（令和5年度補助基準額（案））】

1 運営費

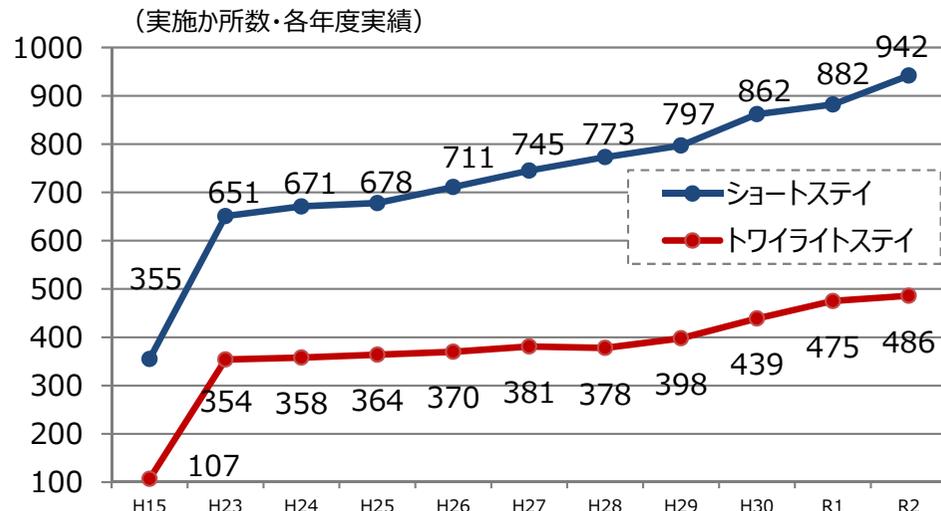
（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）
- イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）
- ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円（600円）
- エ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - （ア）基本分 年間延べ日数 × 900円（400円）
 - （イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円（400円）
 - イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）
 - ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円
- ※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円



乳児家庭全戸訪問事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

（児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業）

2. 施策の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体等

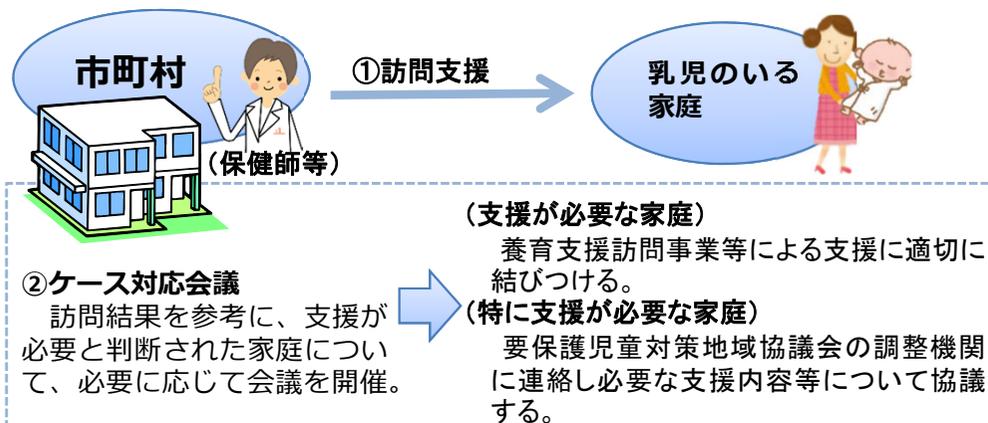
実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3） ※国、地方ともに消費税財源

補助単価：(1) ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における
育児・家事援助、専門的相談支援を実施している市町村
8,000円（1訪問あたり）

(2) (1)以外の市町村
6,000円（1訪問あたり）

イメージ図



養育支援訪問事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

1. 施策の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 施策の内容

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

(1) 乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

○ 訪問支援者(事前に研修を実施)

- ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
- ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

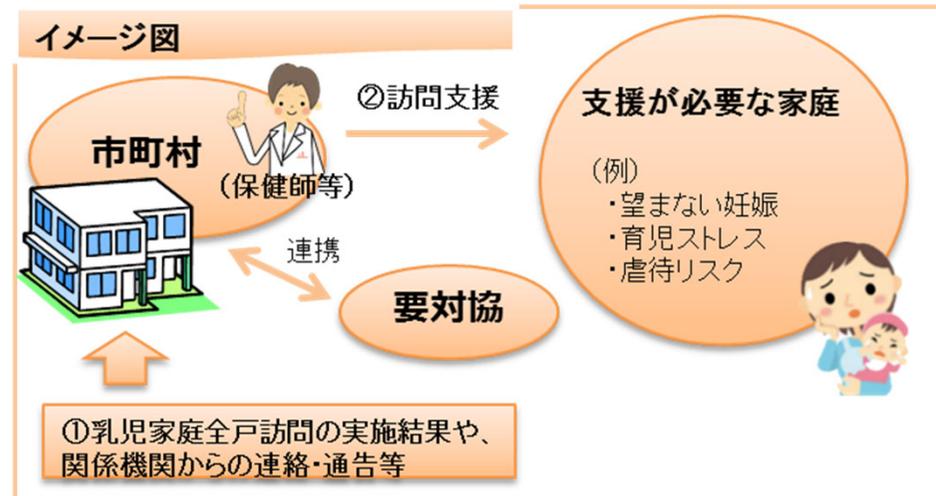
3. 実施主体等

実施主体:市町村(特別区を含む)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価:

(1) 育児家事援助の実施	6,000円(1訪問あたり)
(2) 専門的相談支援の実施	8,000円(1訪問あたり)
(3) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	10,000円(1訪問あたり)
(4) 育児家事援助を民間団体へ委嘱する際に運営に必要な事務費	564,000円(1市町村あたり)



子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

1. 施策の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

2. 施策の内容

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
- ④ ネットワーク関係機関の連携強化

(2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

3. 実施主体等

実施主体: 市町村(特別区を含む)

補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

補助単価:

(1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など 80,000円(受講1人あたり)
- ② 地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 660,000円(1市町村あたり)
- ③ (ア) ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
(イ) ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業との相互の役割分担の調整等

(アのみ実施) 720,000円(1市町村あたり)

(ア及びイを実施) 2,520,000円(1市町村あたり)

④ ネットワークの活動等の周知 640,000円(1市町村あたり)

(2) ネットワーク関係機関の連携強化 3,000,000円(1市町村あたり)



地域子育て支援拠点事業

令和5年度当初予算(案) 1,920億円の内数(1,800億円の内数)

(子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 施策の目的

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりが減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供



2. 施策の内容

○**一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○**連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

3. 実施主体等

○**実施主体** 市町村(特別区を含む)

○**負担割合** 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)

○**主な補助単価(令和5年度予算案)**

【基本事業】一般型 8,639千円(5日型、常勤職員を配置の場合)

連携型 3,192千円(5～7日型の場合)

※ 開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)

3,302千円(一般型(5日型)で実施した場合)

地域支援加算 1,553千円

特別支援対応加算 1,085千円

育児参加促進講習休日実施加算 412千円

※ この他、出張ひろば等の実施により単価が異なる

【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円

(2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○**実施か所数の推移(単位:か所数)**

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

一時預かり事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

1. 施策の目的

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

2. 施策の内容

- (1) **一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- (2) **余裕活用型**(平成26年度創設)：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- (3) **幼稚園型Ⅰ**(平成27年度創設)：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- (4) **幼稚園型Ⅱ**(平成30年度創設)：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- (5) **居宅訪問型**(平成27年度創設)：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

3. 実施主体等

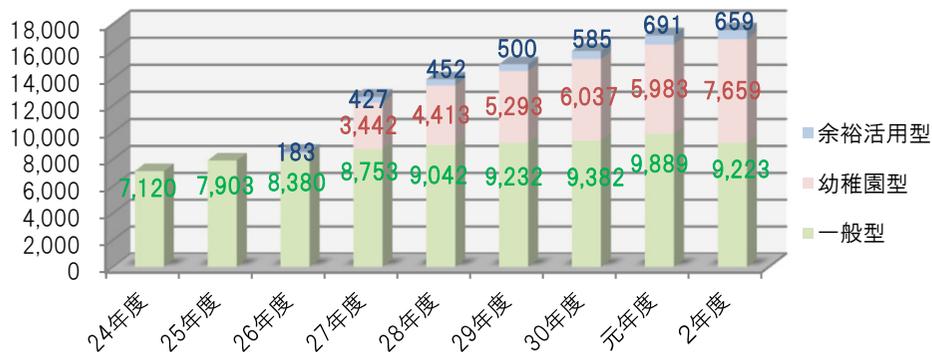
【実施主体】市町村(特別区を含む。)

【補助率】：国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

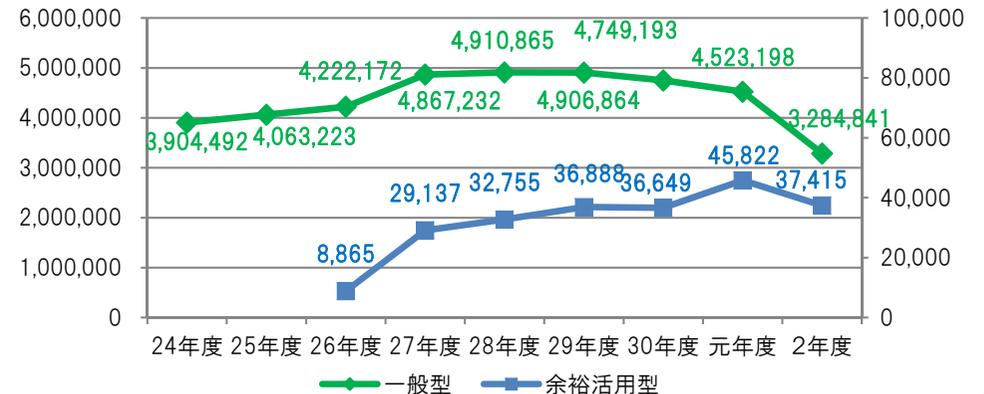
【令和5年度補助基準額(案)】(一般型基本分)：1か所あたり年額 2,751千円～48,279千円

【実績】

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



一時預かり利用者負担軽減事業

子育て支援対策臨時特例交付金 令和3年度補正予算：602億円の内数

【事業内容】支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】
 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円
 住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】市町村(NPO法人や社会福祉法人等に委託可) 【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

病児保育事業

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算(案) 1,847億円の内数(1,748億円の内数)

1. 施策の目的

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

2. 施策の内容

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型(訪問型)

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

3. 実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む。) 【補助率】:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和5年度補助単価案(病児対応型1か所当たり年額)】

基本分単価:7,037,000円

加算分単価:1,000,000円 ~ 38,000,000円(※)

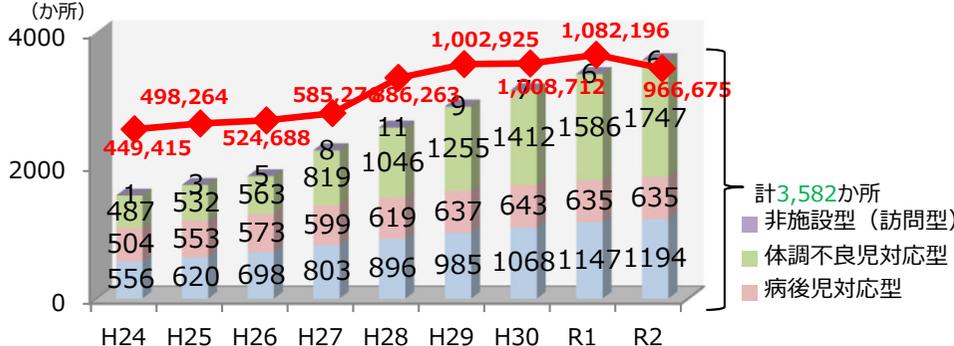
送迎対応看護師雇上費:5,400,000円

送迎経費:3,634,000円

※ 年間延べ利用児童数50人~4,000人の加算分単価。延べ利用児童数が4,000人を超える場合は別途協議。

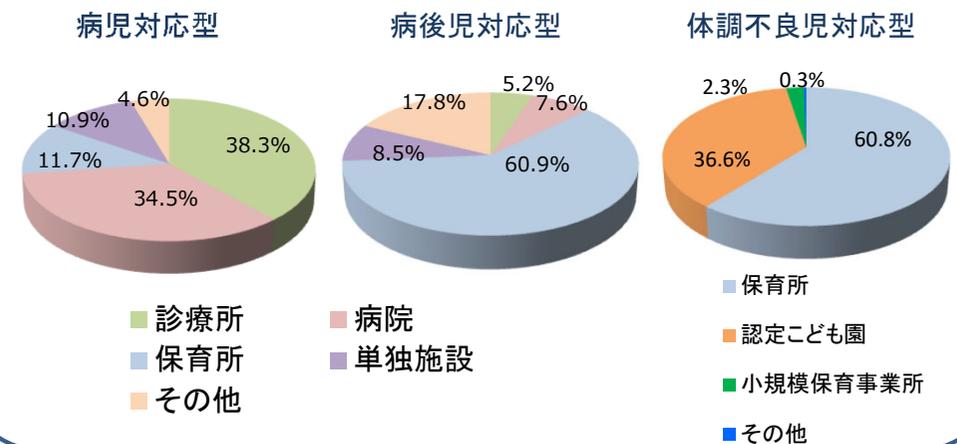
※ 2(1)病児対応型・病後児対応型について、当日キャンセルに対する受入体制を維持していることを一定程度評価するための加算を試行的に実施。

【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。(前年同月の延べ利用児童数を上限)

【実施場所】



子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援交付金 令和5年度当初予算（案） 1,847億円の内数（1,748億円の内数）

1. 施策の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

2. 施策の内容

○主な実施要件

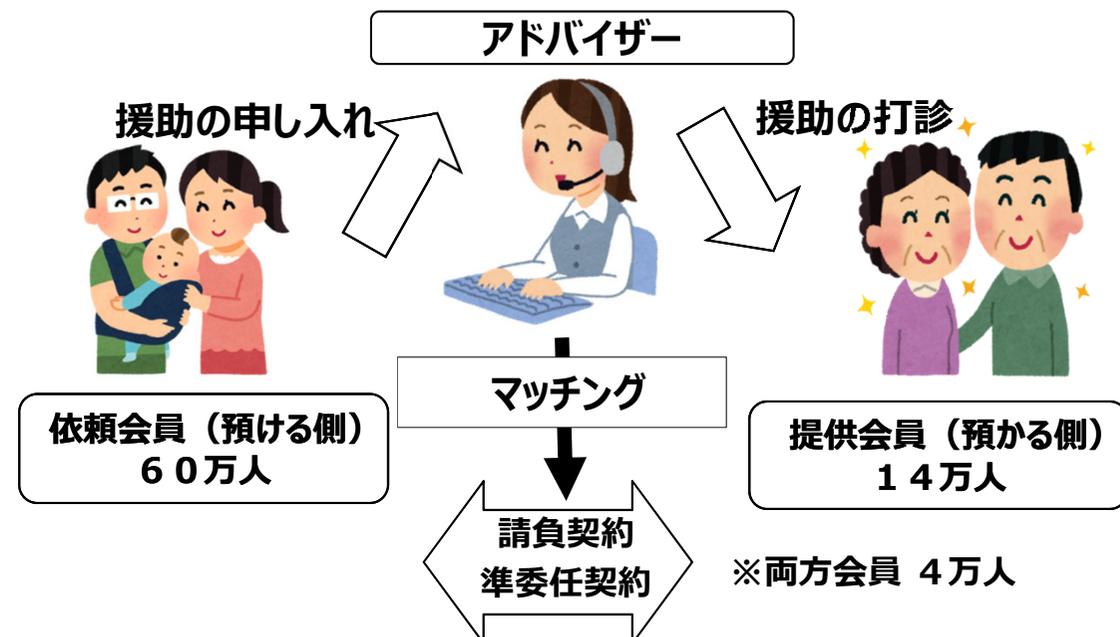
- ・会員数は20人以上
- ・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
- ・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○**実施市町村** 令和3年度 971市町村
令和2年度 956市町村

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



3. 実施主体等

○**実施主体**：市町村（特別区を含む） ○**負担割合**：国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

○主な補助単価（令和5年度予算案）

- 【基本事業】 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 【病児・緊急対応強化事業】 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 【預かり手増加のための取組加算】 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
- 【ひとり親家庭等の利用支援】 500千円
- 【地域子育て支援拠点等との連携】 1,500千円
- 【開設準備経費】改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

地域共生社会の実現に向けた地域づくり

【重層的支援体制整備事業】令和5年度当初予算（案）：322億円（令和4年度予算：232億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国：1/2 都道府県：1/4 市町村：1/4

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和5年度予算案：29億円（令和4年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国：3/4 市町村：1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

子ども・子育て支援施設整備交付金

令和5年度当初予算(案) 172億円 (106億円)

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

《令和5年度における主な充実の内容》

放課後児童クラブについて、引き続き待機児童の解消を目指していくため、国庫補助率の嵩上げ(公立の場合:国1/3→2/3)を継続する。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

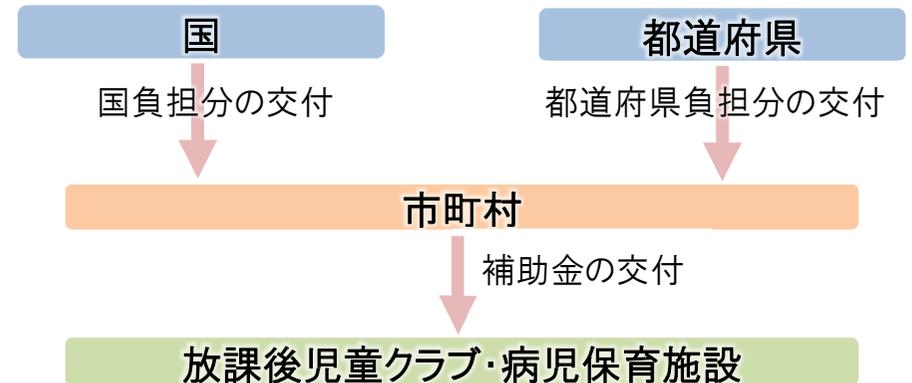
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

【令和4年度補助基準額(創設の場合)】

- 放課後児童クラブ整備費
 - 単独設置の場合…………… 29,060千円
 - 放課後子供教室と一体的に実施等した場合… 58,120千円
- 病児保育施設整備費…………… 39,476千円



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

- 企業等が、平成28年4月以降に新設した保育施設の整備費・運営費を補助。
- 平成28年度に制度を創設し、定員11万人分の受け皿の整備に向けて取り組んできたところ。
- 令和3年度募集結果を受け、定員11万人を概ね確保。（令和4年度以降は新規募集及び増員なし）

【事業の特色・メリット】

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供可能（休日・早朝・夜間等）
- 施設整備費・運営費は認可施設並みの助成
- 複数企業による共同設置や共同利用が可能
- 地域の子どもの受け入れも可能
- 子育てに優しい企業であるとの企業イメージが向上し、優秀な人材の採用・確保にも有効

＜施設定員の設定例＞



【令和5年度の拡充内容】

- 医療的ケア児を受け入れる企業主導型保育施設に対して、看護師等の配置を支援するための加算を創設（医療的ケア児保育加算）。

3. 実施主体等

【財源】

一般財源ではなく、事業主拠出金を財源とする。

※ 事業主負担のみ。（労働者負担なし）

※ 厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収。

【実施主体、補助率】

公募団体、定額（10/10相当）

【令和3年度助成決定（令和4年3月31日時点）】

4,489施設 107,815人分

※ 令和3年度募集結果を受けた整備予定分を含めると、4,497施設 107,961人分

【予算額の推移】

〔単位：億円〕

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
予算額	797	1,309	1,697	2,016
年度	R2年度	R3年度	R4年度	
予算額	2,269	1,929	1,838	

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

2. 施策の内容

ベビーシッター派遣事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう利用に係る費用の一部を支援する。
 （補助額：2,200円/枚 利用可能枚数：児童1人につき1回2枚、1家庭当たり月24枚、年間280枚まで）
 （利用企業が負担する割引券利用手数料：大企業8%、中小企業3%）

ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

3. 実施主体等

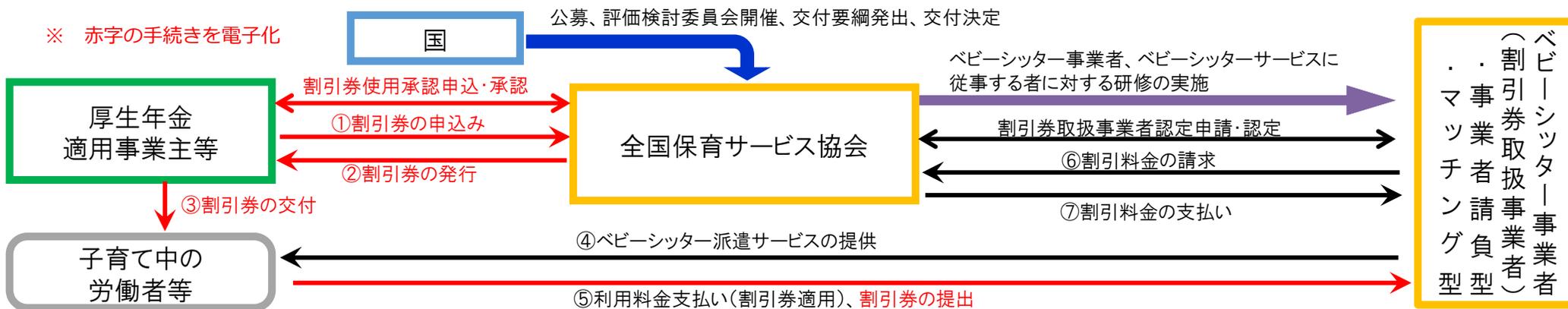
【実施主体、補助率】

公募団体（公益社団法人全国保育サービス協会）、定額（10/10相当）

【補助額】

- ・ ベビーシッター派遣事業 事業費：872百万円 事務費：51百万円（発行上限枚数 約39万枚）
- ・ ベビーシッター研修事業 事業費：26百万円 事務費：20百万円

【事業の仕組み】



1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子ども・子育て支援に積極的に取り組んでいる事業主に助成金を支給することで、企業における子ども・子育て支援環境の整備を促進し、仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

2. 施策の内容

【事業概要】

企業からの申請により、助成金(定額)を支給。令和3年10月1日から、令和9年3月31日までの措置として実施。

※ 保育所等の運営費(0歳から2歳児)の事業主拠出金の追加拠出期間(令和7年度まで)に子育て支援環境を整備した企業等に支援を行うため、令和8年度末まで助成事業を実施する。

【対象企業】

雇用する労働者の子育ての支援に積極的に取り組む企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、

- ・プラチナくるみん認定、プラチナくるみんプラス認定(1つの認定につき各年度助成(要申請))
- ・くるみん認定、くるみんプラス認定〔1回の認定につき1回限り助成(認定の当年度又は翌年度に助成)〕

を取得している中小企業*(従業員300人以下規模の企業)

* 企業における子育て支援環境の整備、育児休業等の取得の促進のため、企業数に比して認定企業数の割合が低い中小企業に対して支援を行うこととする。

3. 実施主体等

【実施主体、補助率】

公募団体(一般財団法人 女性労働協会)、定額(10/10相当)

【助成額】

50万円/企業

	くるみん累計 (うちプラチナ)	くるみん [R3.4~R4.3]	(参考)企業数
大企業	2,234(405)企業	110企業	1万1,157企業
中小企業	1,567(79)企業	143企業	357.8万企業

※ 企業数は、中小企業庁発表(平成30年11月30日付)による。

児童手当制度の概要

令和5年度当初予算(案)

1兆2,199億円(1兆2,588億円)

1. 施策の目的

- 家庭等の生活の安定に寄与する。
- 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

2. 施策の内容、実施主体等

支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで) ※対象児童約1620万人 (令和2年度年報(令和3年2月末))	所得制限 (夫婦と児童2人)	所得限度額(年収ベース) 960万円未満 ※年収1,200万円以上の者は支給対象外																																				
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> 0~3歳未満 一律15,000円 3歳~小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円(第3子以降:15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限以上 一律5,000円(当分の間の特例給付) 	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> 監護生計要件を満たす父母等 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等 																																				
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施																																				
		支払期月	毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																																				
費用負担	<p>財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金(※)で構成</p> <p>※ 事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率(3.6/1000)を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">被用者</th> <th colspan="2">非被用者</th> <th>公務員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳~3歳未満</td> <td>児童手当</td> <td>事業主 7/15</td> <td>国 16/45</td> <td>地方 8/45</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳~中学校修了前</td> <td>児童手当</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td rowspan="2">所属庁 10/10</td> </tr> <tr> <td>特例給付 (所得制限以上)</td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> <td></td> <td>国 2/3</td> <td>地方 1/3</td> </tr> </tbody> </table>					被用者			非被用者		公務員	0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3
		被用者			非被用者		公務員																																
0歳~3歳未満	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3																																	
3歳~中学校修了前	児童手当	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10																																
	特例給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3																																	
財源内訳	<p>[給付総額] 1兆9,442億円 (1兆9,988億円)</p> <p>(内訳)国負担分 : 1兆 637億円(1兆 951億円) うち特例給付 349億円</p> <p>地方負担分 : 5,318億円(5,476億円) うち特例給付 175億円</p> <p>事業主負担分 : 1,562億円(1,637億円)</p> <p>公務員分 : 1,924億円(1,925億円) うち特例給付 29億円</p> <p>※()内は令和4年度予算額</p>																																						

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円の内数)

1. 施策の目的

- 賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

(※) 都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 | (2) 小規模保育改修費等支援事業 |
| (3) 幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 | (4) 認可化移行改修費等支援事業 |
| (5) 家庭的保育改修等支援事業 | |

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり	利用(増加) 定員19名以下	15,210千円	(① 20,280千円、② 23,322千円)
	利用(増加) 定員20名以上59名以下	27,378千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
	利用(増加) 定員60名以上	55,770千円	(① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1 事業所当たり	22,308千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
(3) 1 施設当たり	22,308千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
(4) 1 施設当たり	32,448千円	(② 35,490千円)
(5) 保育所で行う場合	1 か所当たり 22,308千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
保育所以外で行う場合	1 か所当たり 2,434千円	

【補助割合】 (1)～(4) 国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4

(5) 国：1/2、市区町村：1/2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2/3、市区町村：1/12、設置主体1/4

(5) 国：2/3、市区町村：1/3

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2. 施策の内容

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除 <p>⇒現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年→3年)について、離島その他の地域に適用拡大【拡充】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) <ul style="list-style-type: none"> ア 学 費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4~5万円程度(月額) <small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small> ※貸付期間：最長2年間
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育補助者雇上費貸付額(上限) <ul style="list-style-type: none"> 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) <ul style="list-style-type: none"> 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
<p>3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9/10、都道府県・指定都市：1/10

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算(案) 457億円の内数(453億円の内数)

1. 施策の目的

- 指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する保育所等への就職を促すための取組を積極的に行っている養成施設に対し、当該取組の結果、保育所等に勤務することとなった学生が増加した割合に応じ、就職促進のための費用を助成することで新卒者の保育所等への就職促進を行うことにより、新規資格取得者の確保を図る。

2. 施策の内容

- 指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度を上回った割合に応じて、当該取組に要した費用の一部を補助する。

<取組例>

- ・ 保育士への期待と現実とのギャップ(リアリティショック)に対応するための講座の開講
- ・ 卒業予定者と保育士として現場で活躍する養成校OB・OGとの交流会の開催
- ・ 卒業予定者を対象とした就職説明会 等

3. 実施主体等

【実施主体】

都道府県

【補助基準額】

指定保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額265千円を補助

⇒<拡充内容>

従来からの要件である「保育所等への就職内定の割合が、前年度の就職割合を上回る場合」に加え、「人口減少地域である過疎地や離島など(※)に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合」についても補助対象とし、前年度の就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円を加算

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など

【補助割合】

国：1/2、都道府県：1/2

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円の内数）

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

(1) 保育支援者の配置

保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(2) 児童の園外活動時の見守り等

保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。

(3) スポット支援員の配置

既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※（1）と合わせて補助する場合は、（1）の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円
・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充】

⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円の内数）

1. 施策の目的

- 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を、保育所等で定期的に預かることで、専門家による良質な成育環境を確保し、他児とともに過ごし遊ぶ経験を通じこどもたちの発達を促すだけでなく、育児疲れによる負担を抱える保護者に対する継続的な支援や、必要に応じて関係機関と連携した支援を行うことができる。については、定員に空きのある保育所等において、未就園児を定期的に預かり、利用促進の方法、利用認定の方法、要支援家庭等の確認方法や、保護者に対する関わり方などを具体的に検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証するモデル事業を実施する。

2. 施策の内容

【事業内容】

①定期的な預かり

- ・定員に空きのある保育所等において、地域の保育所等に通所していない未就園児に対して、継続して週1～2日程度の定期的な預かりを実施する。
- ・対象児童を養育する家庭に対して、本事業の積極的な利用を促進する。
- ・集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、適切な保育を行うとともに、保護者に対しては、定期的な面談などを実施し、継続的に支援する。
- ・要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有する。

②要支援家庭等対応強化加算

①に加え、保育所等において、要支援児童等の預かりを行う場合には、関係機関（市町村や要対協など）との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画（※）を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行うなど、適切な支援を行う。

（※）改正後の児童福祉法に基づくサポートプランと連携することを想定。



3. 実施主体等

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、地域における定期的な利用ニーズに対する適切な一時預かりの実施体制、利用促進や利用認定の方法などを検証するための実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない未就園児（長期スパンでの利用が前提）

【補助単価】①・年間延べ利用児童数300人未満 : 1か所あたり 5,981千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数300人以上900人未満 : 1か所あたり 6,326千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）
 ・年間延べ利用児童数900人以上 : 1か所あたり 6,542千円（預かりにかかる経費及び検討会開催経費等）

② 1か所あたり 742千円

【補助割合】国：9/10 市町村：1/10

＜保育対策総合支援事業費補助金＞
令和5年度当初予算（案） 457億円の内数（453億円の内数）

1. 施策の目的

- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭における子どもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

また、特に配慮が必要な家庭の子どもが全体の40%以上となった上で、外国人家庭の子どもが20%以上の場合に、保育士をさらに1名加配し支援を行う。

＜拡充内容＞

○ 「特に配慮が必要な家庭における子どもを40%以上」及び「外国人割合20%以上」の要件を満たす保育所については、保育士の代わりに、受け入れる外国人家庭の文化・慣習等に精通した方など、外国人家庭に対する支援を適切に実施できる職員（非常勤可）を1名配置することができるよう拡充する。

※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円

（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）

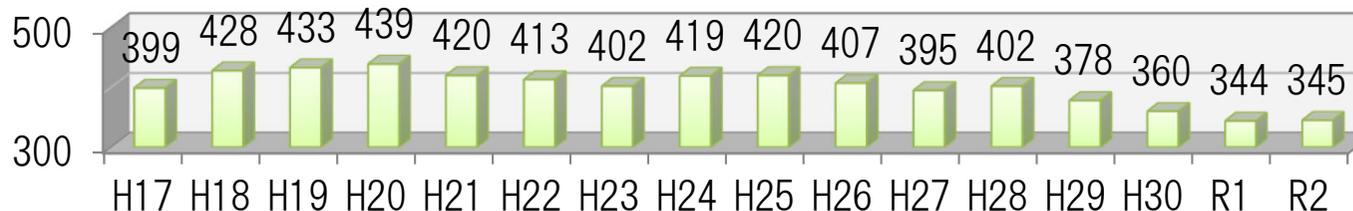
1か所当たり 7,718千円（保育士を配置する場合）

1か所当たり 5,351千円（文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合）

【補助割合】 国：1/2、市区町村：1/2

4. 事業実績

（か所数）



※R1、R2は交付決定ベース

（年度）

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（公立） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

認定こども園向け施設整備費の一元化のイメージ

	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立幼稚園機能部分	○私立学校施設整備費補助金 【補助率】(原則)国1/3 事業者2/3				
	○認定こども園施設整備交付金 【補助率】(原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4				
私立保育所機能部分		○保育所等整備交付金 【補助率】(原則)国1/2 市町村1/4 事業者1/4			
公立幼稚園機能部分	○学校施設環境改善交付金 【補助率】原則国1/3 市町村2/3			地域活性化事業債	
	○沖縄振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業) 【補助率】原則 国1/3 市町村2/3				
公立保育所機能部分		地域活性化事業債	施設整備事業債 (一般財源化分)		
			社会福祉施設整備事業債		



	幼稚園	認定こども園			保育所
		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立幼稚園機能部分	○私立学校施設整備費補助金				
	○就学前教育・保育施設整備交付金 【補助率】(原則) 私立：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 公立：国1/3 市町村2/3				
私立保育所機能部分		○就学前教育・保育施設整備交付金 【補助率】(原則) 私立：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 公立：国1/3 市町村2/3			
公立幼稚園機能部分	○学校施設環境改善交付金			地域活性化事業債	
	○沖縄振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業) 【補助率】原則 国1/3 市町村2/3				
公立保育所機能部分		地域活性化事業債	施設整備事業債 (一般財源化分)		
			社会福祉施設整備事業債		

統合※
↓

※この部分は基本的には下に統合するが、令和6年度末まで、経過措置として、従来同様のメニューを置く。

※公立幼稚園機能部分の幼保連携型認定こども園の整備のうち、カバーされていなかった部分にも拡充する。

1. 事業の目的

- こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担っていく。
- また、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称))を令和5年度に新たに策定し、これに基づき就学前の全てのこどもの育ちを支える取組を強力に推進していく。
- 本指針を策定するに当たり、令和5年4月のこども家庭庁発足後、新たに設置されるこども家庭審議会の下で検討を進めていく。
- 指針の策定後に、家庭や地域を含め全ての人へ広報等を行う。

2. 事業の内容等

【就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等】

- ①指針のPRや、指針の内容の研修動画コンテンツの作成
- ②効果的な広報を行うためのマーケティングリサーチ(事前調査)
- ③指針内容普及のためのコンサルティング・伴走支援
(実施結果の報告、結果分析、結果に基づいた改善提案など)
- ④普及啓発の実施
 - ・SNS媒体でのバナー作成、広報配信(youtube、instagram等)
 - ・育児関係雑誌等への掲載、コラボイベントの開催
 - ・パンフレット作成 等

3. 実施主体等

実施主体:国(事務費)

1. 施策の目的

- こども家庭庁では、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（令和3年12月21日閣議決定）に従い、「教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進める」こととしている。

※ DBSとは、英国の制度であり、Disclosure and Barring Serviceの略。英国においては、こども等との定期的な接触を伴う特定の職について、有罪判決等の情報を基に、就業禁止リストへの記載を決定するなどした上、ある就労希望者がそのような職に就くことができないこと又は不適切であること等に関し、雇業者に情報を提供している。

- この検討に必要な基礎資料等を得るため、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に関し、
 - ・ 事務作業を確実・効率的に実施するための情報システム・体制等の環境の整備に関する調査研究
 - ・ 海外における先駆的な類似制度の調査研究などを行う。

2. 主な施策の内容

(1) こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に係る環境整備に関する調査研究

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）において必要となるであろう事務作業（申請の受付、応答等）を確実・効率的に実施するための情報システムや体制を始めとする環境の整備に関する調査研究を実施する。

(2) 海外における類似制度の調査

先駆的な諸外国の類似制度における法制度・運用の概況、現状の課題等について、調査研究を実施する。

災害共済給付補助金

令和5年度当初予算（案） 20.3億円（＜前年度予算＞20.3億円）

1. 施策の要旨

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が行う義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を対象とし、当該児童生徒等の保護者に対し、医療費、障害見舞金又は死亡見舞金を支給する災害共済給付に要する経費の一部を補助することにより、保護者及び設置者の負担を過重にすることなく児童生徒等の災害に対する救済を行い、こどもの安全で安心な環境整備を推進することを目的とする。

災害共済給付制度は、その運営に要する経費を、国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度とされており、全国的な一定水準の給付を確保するとともに、できる限り保護者の負担を軽減するため、共済掛金を保護者と学校の設置者で負担するとともに、国は法令で定めるところにより、災害共済給付に要する経費の一部をセンターに対して補助することとしているものである。

2. 施策の内容

(1) 災害共済給付補助

センターが義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）について、当該児童生徒等の保護者に対し医療費、障害見舞金又は死亡見舞金等を支給する災害共済給付の経費の一部をセンターに対して補助する。

(2) 要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助

公立義務教育諸学校の設置者が、経済的な理由によりセンターの災害共済給付に係る共済掛金の一部を納付することが困難であると認める児童生徒の保護者のうち、要保護者と準要保護者からその共済掛金の一部を徴収しなかった場合に、当該徴収しなかった経費の一部をセンターに対して補助する。

3. 予算の推移

年度	H30	R元	2	3	4	
予算額	2,134,176	2,324,118	2,324,118	2,324,118	2,031,615	（単位：千円）

4. 実施主体等

- ◆実施主体：独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ◆補助率：定額

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

令和5年度当初予算(案) 1.1億円(1.1億円)
【令和2年度創設】

1. 施策の目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

2. 施策の内容

(1) 推進会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

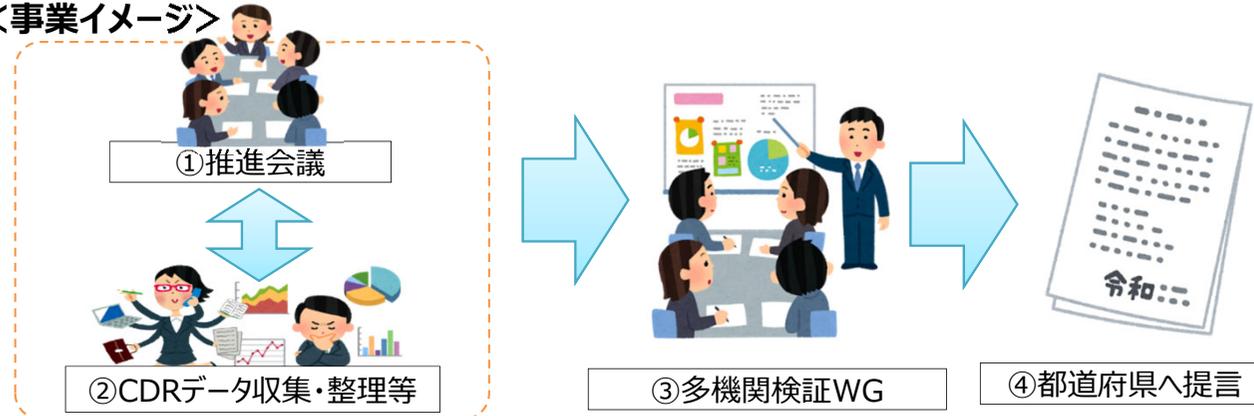
(2) 情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

(3) 多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

3. 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県
- ◆ 補助率 : 国10/10
- ◆ 補助単価案 : 年額 12,283,020円

4. 事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和3年度：9自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県、北海道、福島県）

予防のための子どもの死亡検証体制整備事業

令和5年度当初予算（案） 母子保健衛生対策推進事業委託費 2.8億円の内数（2.1億円の内数）

1. 施策の目的

- 子ども虐待による死亡事例等の検証（こども家庭庁）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のための子どもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携した子どもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

1. CDRプラットフォーム事業

（1）情報の収集・管理

「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行う。

（2）CDRポータルサイトの運用

（1）で収集・管理した予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

（3）都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能な子どもの死亡事故に関する広報啓発事業

（1）ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能な子どもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

（2）テレビでのPR

乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）シンポジウムの開催

子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組みまれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

3. 実施主体・補助率

◆ 実施主体 : 民間団体（公募により決定）

◆ 補助率 : 定額

こどもの事故防止に関する取組の推進

令和5年度当初予算(案) 0.04億円 (<前年度予算> 0.05億円)

1. 施策の目的

- こどもの生命・身体に係る事故の発生を予防し、その拡大を防ぐことを目的とし、こどもの事故に関する情報の収集・分析を行い、それを基に、保護者等へ向けた注意喚起等の情報提供を行う。
- こどもの健やかな育ちの場を確保することや、働くものが安心して子育てができる環境を整備することを目的とし、教育・保育施設等(幼稚園、保育所、認定こども園等)における重大事故について有識者会議を開催し、再発防止のための調査・傾向分析、ガイドラインの整備(更新)、自治体などへの助言などを実施する。

2. 施策の内容

(1)ハンドブックの作成・配布

こどもの中でも特に未就学児を対象として、予期せず起こりやすい事故とその予防法・対処法のポイントをまとめたハンドブックを作成し、地方公共団体、事業者、関係団体に配布する。(平成29年度から令和4年度までは消費者庁が実施)

※ 配布実績(令和3年度) ①はA5判、②はA4判

令和3年6月 ①58,000部発行 207か所の自治体に配布 ②18,300部発行 84か所の自治体に配布

令和4年3月 ①80,000部発行 220か所の自治体に配布 ②20,000部発行 72か所の自治体に配布

(2)シンポジウムの開催

保育関係者、医療関係者等に向けたシンポジウムで、関係府省庁の取組について情報発信するとともに、それらの取組を通じて得られた知見(各種調査結果、好事例等)を保育等の現場関係者に共有し、こどもの事故防止の取組を推進する。

(3)特定教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議の開催

特定教育・保育施設等における重大事故に関する自治体の検証委員会報告書について、自治体からのヒアリング等を通じ、更なる事故防止対策について検討する。併せて、事故のあった施設等を視察する。また、特に死亡事故につながる可能性のある意識不明などの個別の事故について、ワーキングチームで詳細な分析を行う。

再発防止のための提言を「年次報告」として取りまとめて公表し、各自治体や施設・事業者における再発防止の取組を促進する。

※ 開催状況(令和3年度):2回開催



ハンドブック
(令和4年度消費者庁作成)

3. 実施主体等

- ◆ 実施主体 : 国((1)については委託して実施)

青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境整備の推進

令和5年度当初予算(案) 0.50億円(<前年度予算> 0.49億円)

1. 施策の目的

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)に基づき、有識者検討会や青少年及びその保護者を対象とした利用環境実態調査、地方連携体制構築フォーラム、諸外国における青少年のインターネット利用環境調査等を実施することにより、施策の推進等に資する。

2. 施策の内容

(1) 青少年のインターネット利用環境実態調査

全国規模の無作為抽出により選ばれた青少年及びその保護者それぞれに対して、調査員による留置き調査及びオンライン調査等の併用による調査を実施し、学校種別や地域別に集計する。

青少年のインターネット利用環境の変化が著しいことから、有識者から構成される企画分析会議において、専門的見地から調査項目等を見直す。

※ 回答回収率(令和3年度): 青少年調査67.9%、青少年の保護者調査70.2%、低年齢層の子供の保護者調査76.5%

(2) 青少年インターネット環境整備法及び基本計画(第5次)の施行状況について検証するための検討会の開催経費

青少年のインターネット利用環境整備に関する各方面の学識経験者等から構成される検討会を開催し、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の進捗状況や、スマートフォンやSNSの普及に伴う青少年のインターネット利用環境をめぐる新たな課題について検討する。

※ 開催状況等(令和3年度): 2回開催、報告書(令和3年4月28日)を提言

(3) 青少年インターネット利用環境に係る地方連携体制支援事業

地方の実情に応じ、地方の行政機関やインターネット関係事業者及び関係団体等による青少年のインターネット利用環境づくりに資する連携体制構築のためのフォーラム(オンライン開催を含む。)を実施する。

※ 開催状況(令和3年度): 3回開催(栃木、群馬、大阪)

(4) 青少年の非行・被害防止に向けた環境整備に関する調査研究

スマートフォンやタブレット等の急速な普及を背景に青少年のインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネット上には、青少年に対する有害な情報が溢れ、SNSに起因する青少年の性被害等は増加傾向にある。このため、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの活用について保護者等へ啓発するなどの対策が求められている。

このような情勢を踏まえ、青少年保護対策として、インターネット利用における諸外国の取組等を調査し、青少年の非行・被害防止に向けた効果的な施策に資することを目的とする。

※ 実施状況(令和3年度): アメリカ合衆国を対象国として調査

3. 実施主体等

◆ 実施主体 : 国 (1及び4の調査については委託して実施)

青少年有害環境対策等の推進

令和5年度当初予算(案) 0.04億円 (<前年度予算> 0.03億円)

1. 施策の目的

青少年の非行・被害実態等を踏まえた有識者による講演・座談会の開催、青少年有害環境対策ウェブサイトへの各都道府県の取組や先進事例の掲載等の広報啓発活動により、青少年の非行・被害防止及び有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

2. 施策の内容

(1) 青少年有害環境対策推進事業費

青少年の有害環境対策については、青少年育成条例に基づく各都道府県の指導や民間団体の自主的取組が大きな割合を占めることから、青少年育成条例ホームページを整備し、各都道府県における条例の制定・改正状況や有害環境に対する取組・好事例等の先進事例を情報提供することにより、青少年の非行・被害防止に携わる関係機関・関係者の取組向上を図るとともに、青少年有害環境排除に対する国民の意識の高揚を図る。

(2) 青少年の非行・被害防止のための啓発経費

令和3年の刑法犯少年の検挙人員は戦後最少を更新したものの、人口比では成人と比べ依然高い水準にある。令和4年4月、成年年齢が18歳に引き下げられるとともに改正少年法が施行されたが、引き続き、18歳以上の者を含めた少年の健全育成及び非行防止活動に取り組む必要がある。

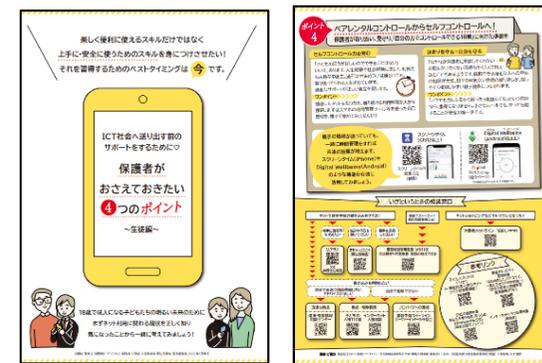
一方、青少年を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSに起因する事犯の被害児童数は高い水準で推移するなど、子供の犯罪被害は深刻な状況にある。次代を担う青少年の育成は、社会全体で一体的に取り組むべき課題であり、国、地方公共団体、関係機関等が相互に協力しながら、青少年及びその保護者に対する積極的かつ効果的な啓発を行い、青少年の非行・被害防止を図る。

※ 令和3年度の主な取組

- 普及啓発リーフレット「保護者がおさえたい4つのポイント(生徒編)」を発行
- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に伴う有識者によるリモートパネルディスカッションを実施



青少年育成条例ホームページ
(令和4年度は内閣府HP掲載)



普及啓発リーフレット

3. 実施主体等

◆ 実施主体 : 国

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。
- こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【拡充】

2. 実施主体、事業の概要

実施主体：市区町村 負担割合 国：1/2、市区町村：1/2

(1) 訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

[補助基準額] a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能
b.事務職員雇上費 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(2) 申請手続等支援【拡充】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

[補助基準額] a.訪問支援等に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

(3) 訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

[補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施

訪問により児童や家庭の困りごとを把握

追加

申請手続等支援

・保育所や障害児支援など利用に関する必要な支援（各種申請手続きのサポート）を行う。

養育支援が必要である家庭

養育支援訪問事業

保育所・児童発達支援センター



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
 令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月より親子再統合支援事業が法定事業化されることとなった。親子再統合支援事業では、保護者支援プログラムの実施等により親子関係の再構築を図るものであるが、各自治体において保護者支援プログラム等の実施に係る民間団体の育成等の体制構築を令和6年4月の施行までに構築する必要がある。そのため、保護者指導・カウンセリング強化事業に民間団体の育成に係る経費の補助を創設する。

2 事業の概要

- 親子関係の再構築のため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。さらに、保護者支援プログラム等を実施できる民間団体の育成を行うことで、親子関係の再構築に係る体制を強化する。

①保護者指導支援員の配置、②保護者指導支援カウンセリング事業、③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業、**④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業**

※ ④については、民間団体へのアドバイザーの派遣、先駆的な取組を実施している民間団体での研修、その他民間団体の育成に資する取組を実施

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)

①3,528千円 ②11,707千円 ③300千円 **④1,253千円**

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
 令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

<里親養育包括支援促進事業（仮称）（新規）>

（1）フォスタリング機関（総合型（仮称））への包括的なメニューの創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

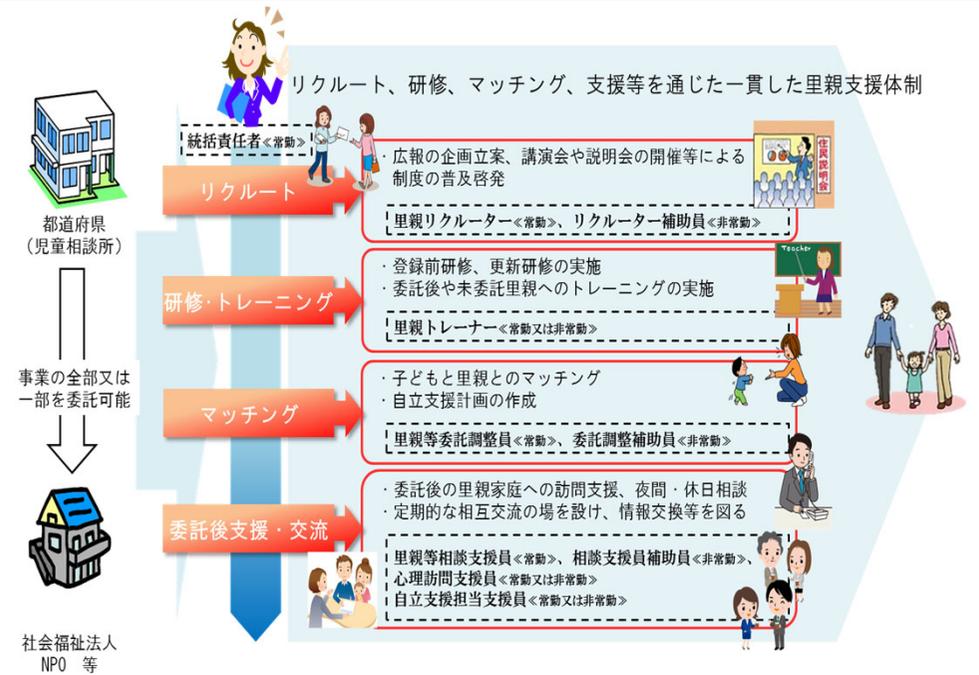
→ 1か所当たり：28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

（2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型（仮称））を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1か所当たり：8,000千円



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

※里親等委託推進提案型事業、里親養育包括支援促進事業（仮称） 国：3/4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/4

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）>
令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

2 事業の概要・スキーム

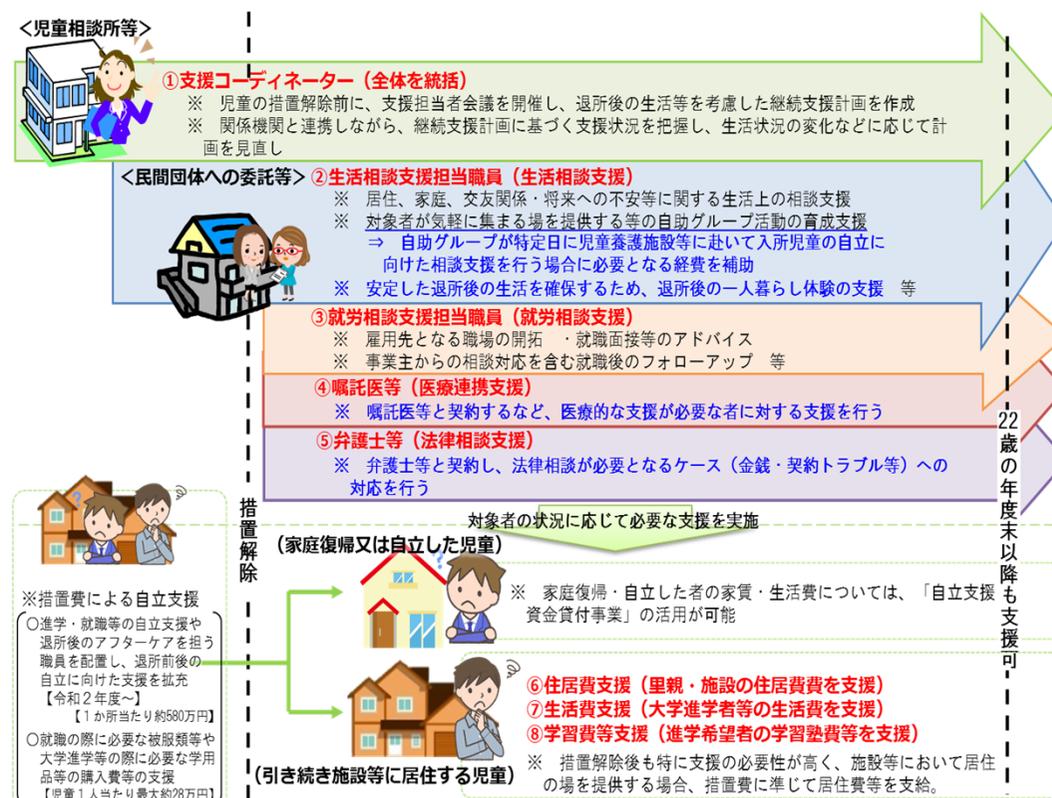
【社会的養護自立支援事業】

- 年齢要件の緩和
 - ・ 令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

<22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 51,430円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業【平成26年度創設】

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、

- ①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（2）集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（3）相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,172千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,366千円】

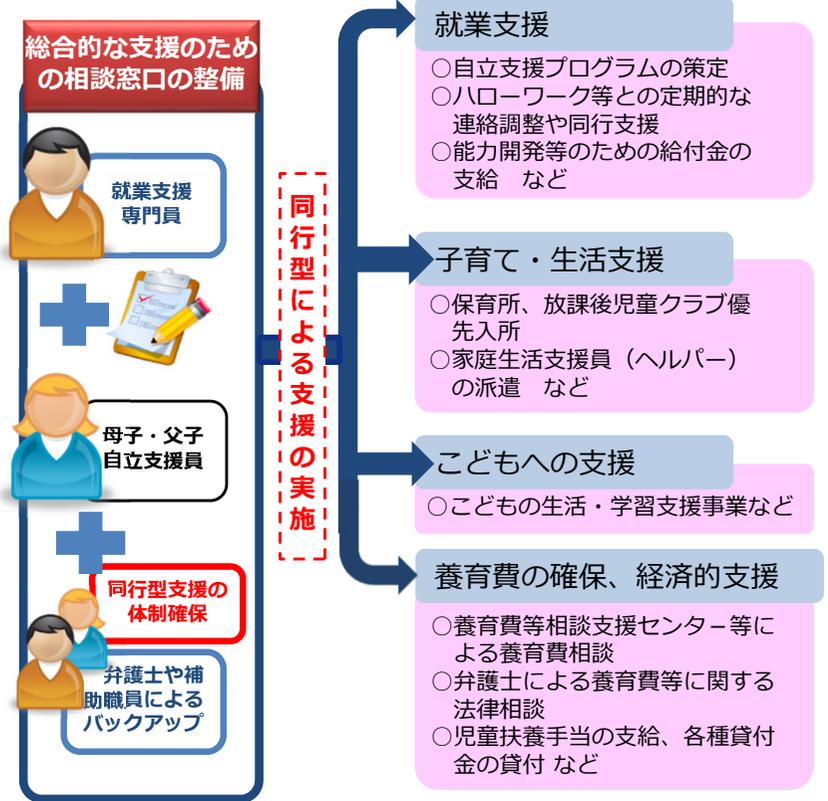
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,580千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

エ 同行型支援（新規）【1か所あたり年額4,672千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配置人数	22名	36名	52名	61名	74名	93名	98名
相談対応件数（延べ数）	4,580件	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件

拡充 こどもの生活・学習支援事業

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。

- ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
- ②学習習慣の定着等の学習支援
- ③食事の提供

- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

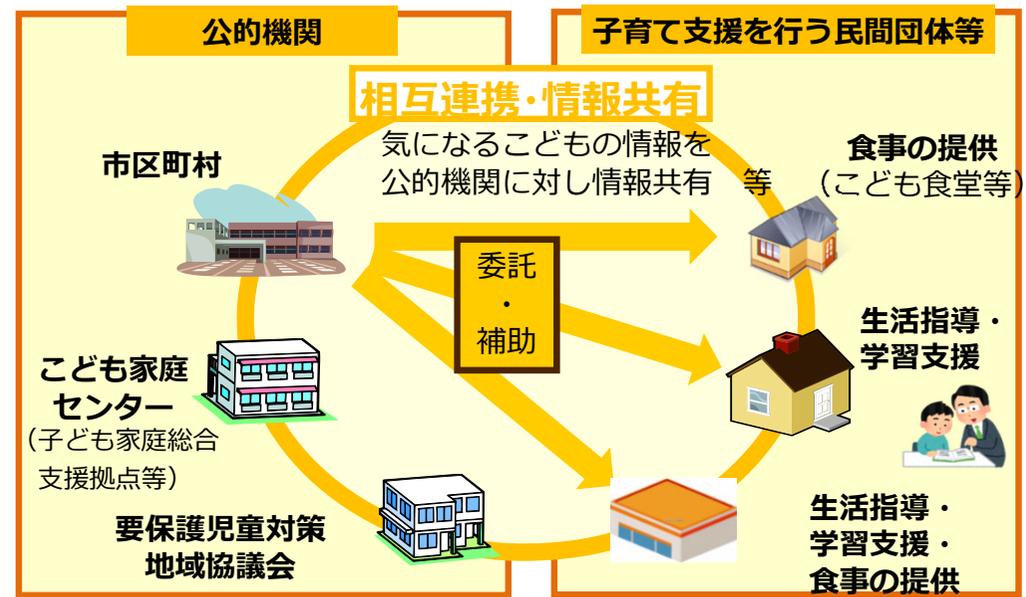
【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。

※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。

- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。

- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3）
 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4（上記2(3)の場合の特例：国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算（案）：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

拡

※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

拡

※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和2年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	60か所 (100.0%)	739か所 (94.7%)	866か所 (95.5%)

【支給対象期間】修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

【令和2年度総支給件数】6,903件（全ての修学年次を合計）

【令和2年度資格取得者数】2,701人（看護師1,114人、准看護師954人、保育士170人、美容師107人など）

【令和2年度就職者数】2,088人（看護師998人、准看護師573人、保育士144人、美容師91人など）

令和5年度当初予算（案） 4,745億円（うち208億円は児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称））

1. 施策の目的

障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするため、地域における障害児の支援体制の強化を図る。

2. 施策の内容

(1) 良質な障害児支援の確保

障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるようにするために必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等（※））を確保する。

- ※ 障害児入所（通所）措置費
- 障害児入所（通所）給付費
- 障害児相談支援給付費
- 障害児入所（通所）措置医療費
- 障害児入所（通所）給付医療費

(2) 地域における障害児支援体制の強化【拡充】

令和4年6月に成立した改正児童福祉法において、地域で行う障害児支援について、児童発達支援センターが中核的な役割を担う機関として、高度な専門的知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、地域の障害児通所支援事業者等に対し、相談、専門的な助言等を行うことが明確化された。

このため、令和6年4月の同法律の施行に向けて、児童発達支援センターがその役割を果たすことができるよう、職員の質の向上を図るとともに、地域の障害児通所支援事業者に対して研修等を行い、地域全体の障害児に対する支援の質の底上げを図る。

あわせて、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる場所への巡回支援を行い、障害の早期発見・早期支援や対応力の強化のための助言等を行うなど、インクルージョン推進の観点も含め、地域における障害児の支援体制の強化を図る。

(3) 医療的ケア児への支援の充実

「医療的ケア児支援センター」の設置や、関係者による協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進し、医療的ケア児とその家族への相談援助や、関係機関等のネットワーク化による相互の連携の促進、関係情報の集約・医療的ケア児及びその家族や関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作り、活動の支援等を総合的に実施することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

3. 実施主体等

支援の実施主体である都道府県又は市町村に対し、国が費用の1/2を補助又は負担する。

地域障害児支援体制強化事業

令和5年度当初予算(案) <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金(仮称)> 208億円の内数(202億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

(現行の地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」を再編・統合)

1 事業の目的

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行(令和6年4月)に向けて、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

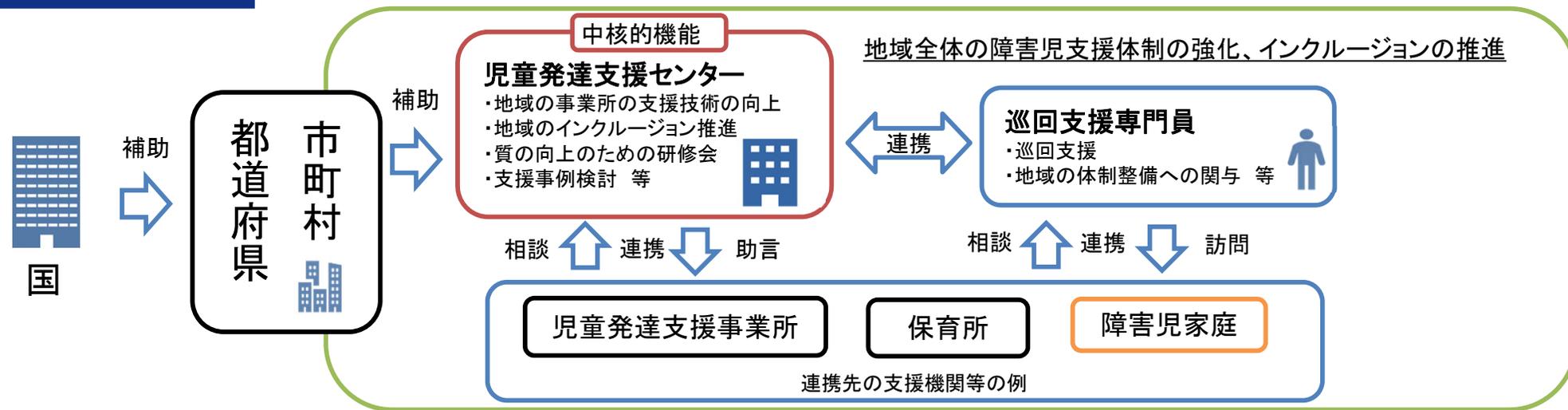
保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保

※施行は令和6年4月であるが、これらの機能発揮のためには地域との関係性の構築など準備期間を要することから、令和5年度より、既存事業を再編・統合し、できる限り児童発達支援センターの機能強化へ財源を集約。

※なお、本事業はこれらの機能発揮のために必要となる人材等のうち個別給付の対象とならない範囲をカバー。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4 又は、国 1 / 2、都道府県 1 / 2

医療的ケア児等総合支援事業

令和5年度当初予算（案） <児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（4億円）

※前年度予算額は地域生活支援促進事業

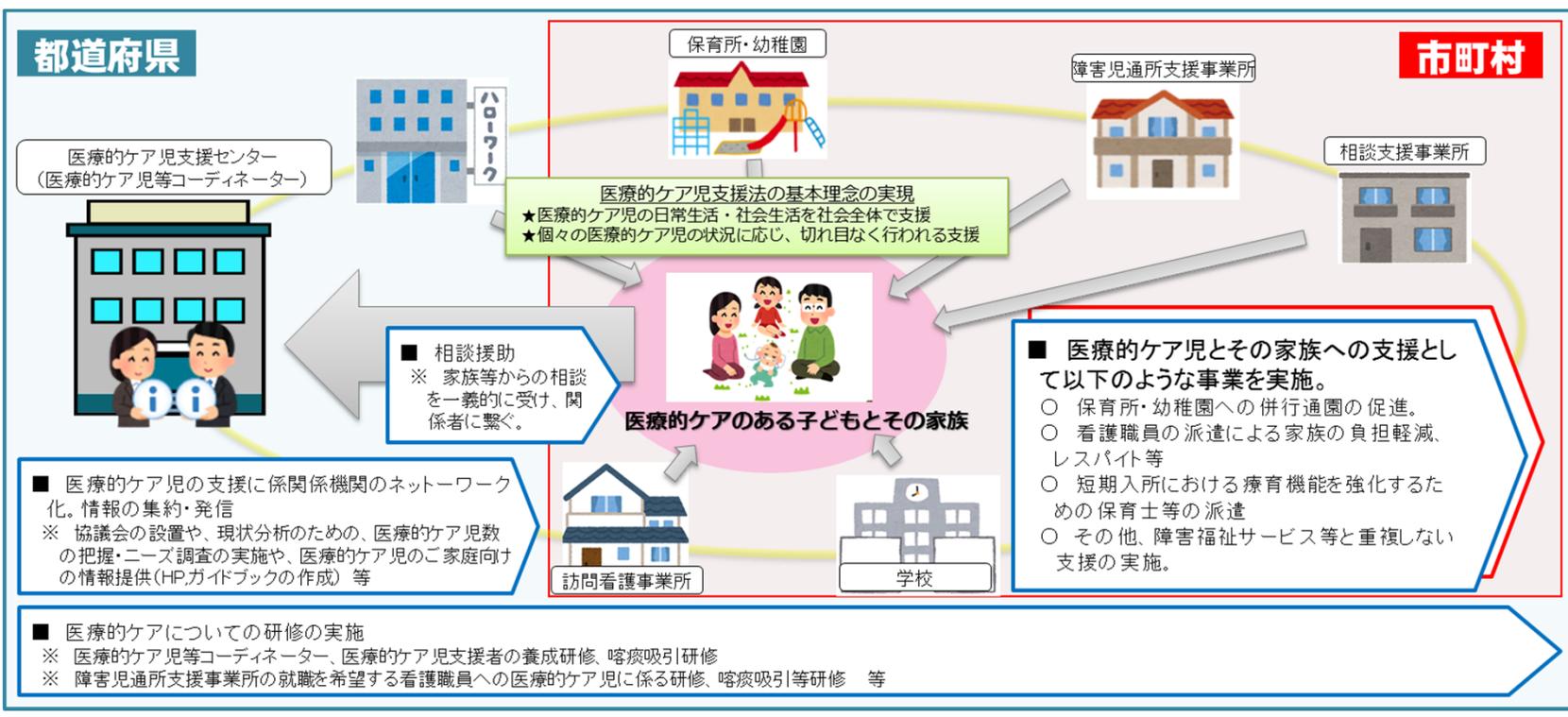
1 事業の目的

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受け入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

2 事業の概要

「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体
：都道府県・市町村
- ◆ 補助率
：「医療的ケア児等コーディネーターの配置等」については、国1/2、都道府県1/2
上記以外は、国1/2、都道府県1/2又は市町村1/2

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

① 実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証のイメージ）

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
- ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること

※一部民間事業者を活用することも可

② 実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ① 実証地域（首長部局）での開発・実証

② 実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【委託先】 都道府県、市区町村（箇所数：8自治体程度）

【委託先】 民間団体等（1団体）

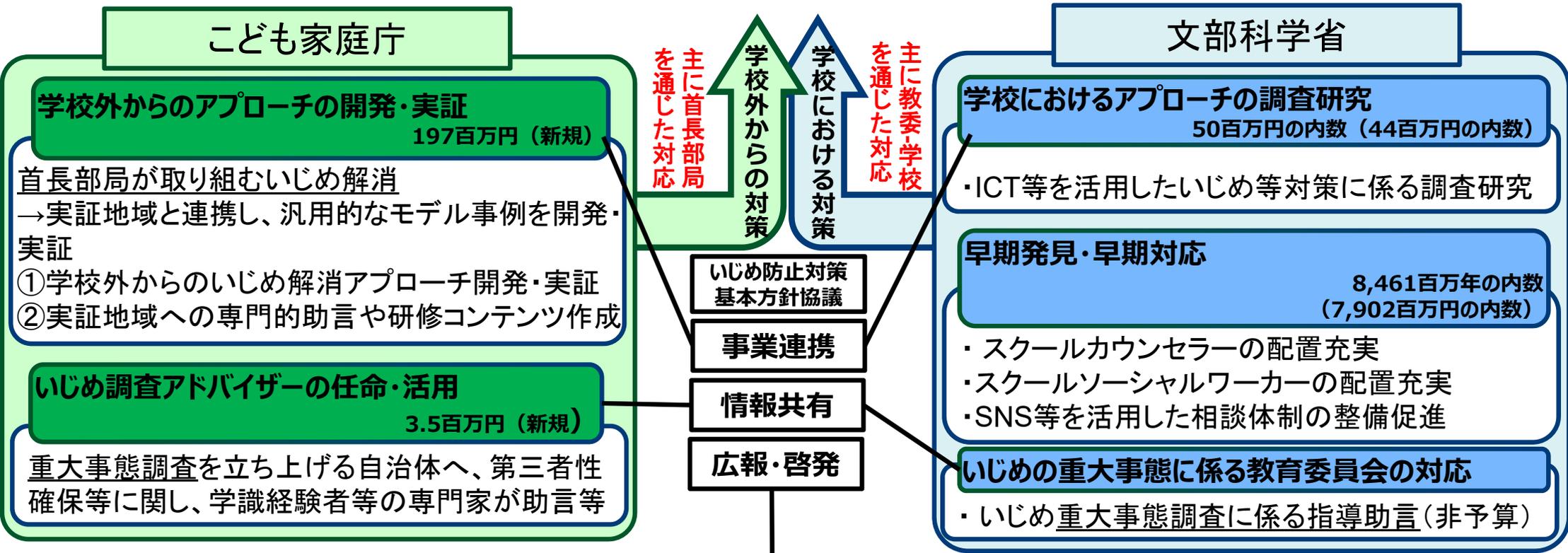
【実施主体等】 国が非常勤職員として任命

いじめを政府全体の問題として捉え直し、令和4年11月に設置された「いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議」の下、関係府省間の連携を強化。文部科学省は教育委員会-学校を通じた対策の充実を図り、こども家庭庁は新たに学校外からの対策を講じ、社会全体でのいじめ防止対策を一体的に推進。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)の考え方

- 文部科学省 : いじめ防止対策推進法等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して必要な指導・助言や調査等を行う。
- こども家庭庁 : ・いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を推進
・重大ないじめ事案に係る調査における第三者性の確保(文部科学省と連携)

「こどもまんなか」の発想で社会総がかりのいじめ防止対策を推進



こども家庭庁と文部科学省が連携し、いじめ防止の広報・啓発等に関する活動を実施

< 児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称） >
令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

ヤングケアラー^{（注）}の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

（注）本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

（1）実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,662千円
1 中核市・特別区あたり 4,130千円
1 市町村あたり 2,296千円
- ③負担割合 国：1/2 → 2/3【拡充】
実施主体（自治体）：1/2 → 1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を高め

（2）関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,083千円
1 中核市・特別区あたり 2,391千円
1 市町村あたり 1,718千円
- ③負担割合 国：1/2 → 2/3【拡充】
実施主体（自治体）：1/2 → 1/3

※事業導入当初の時的限的な措置として補助率を高め

3. 事業イメージ

都道府県
市区町村

（2）関係機関職員研修

ヤングケアラー



（1）実態調査・把握



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

< 児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称） >
令和5年度当初予算（案）：208億円の内数（202億円の内数）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・**外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】**

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体） 1/3

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,695千円
	1 中核市・特別区あたり	11,314千円
	1 市町村あたり	6,335千円

(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,433千円
	1 中核市・特別区あたり	5,038千円
	1 市町村あたり	2,596千円

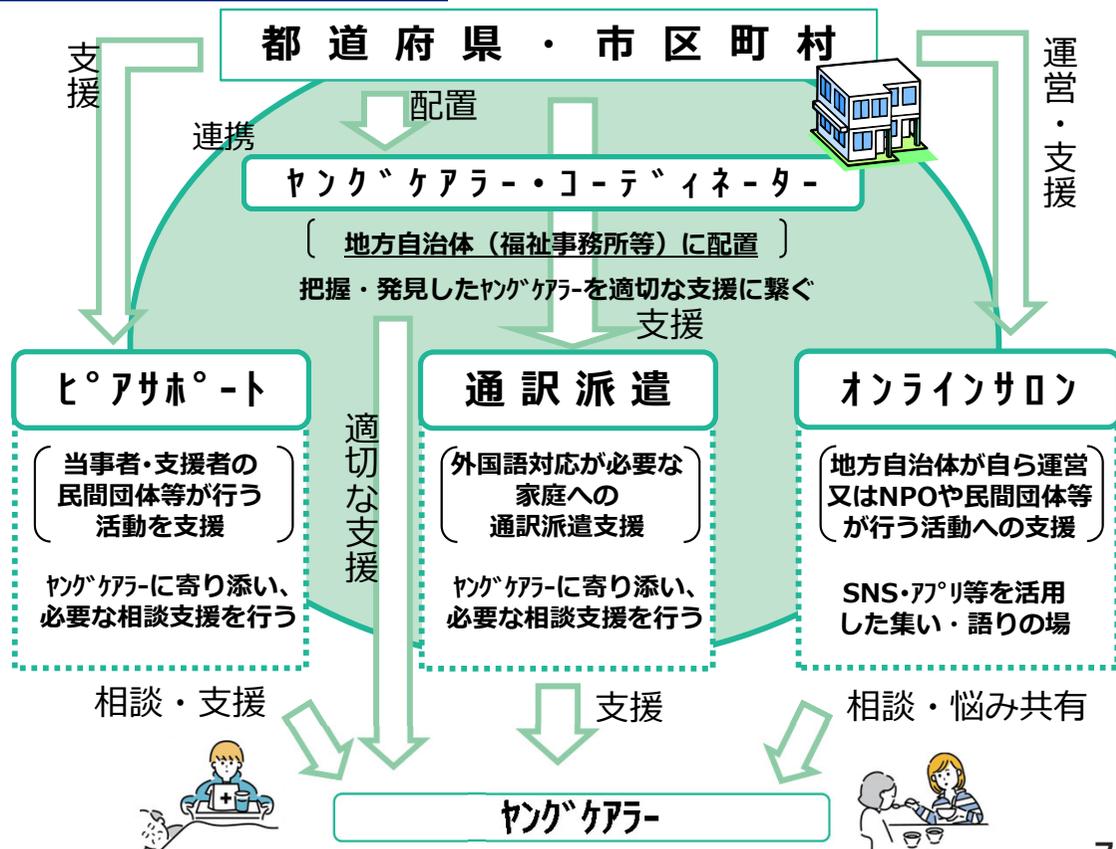
(3) オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	3,862千円
	1 中核市・特別区あたり	2,627千円
	1 市町村あたり	1,733千円

(4) 外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

3. 事業イメージ



1. 事業目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】

2. 事業内容、実施主体、補助率

実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2

（1）市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

（2）要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

（3）市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

[基準額] 1支援拠点当たり 交付要綱による

（4）市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円
②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円
③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

（5）ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

[基準額] 1市町村当たり 1,860,000円

1. 施策の目的

・困難を抱えるこども・若者に対する支援体制を整備するため、「子ども・若者支援地域協議会」(以下「協議会」という)及びワンストップで子供・若者に対する相談に応じる「子ども・若者総合相談センター」(以下「センター」という)の設置促進・機能向上を図る。また、相談体制やアウトリーチ(訪問支援)の充実のため、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)に従事する支援者の養成を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

・要保護児童対策協議会など関連制度との連携を図ることも視野に、アドバイザーの派遣による助言、講習会の開催支援を実施するほか、中央及び地方における会議・会合(全国サミット、地方キャラバン)の開催を通じて、地方公共団体等に対する相談・助言等を実施し、各地方公共団体において総合的な支援体制の整備を推進するとともに、その運営について全国レベルでの課題の共有等を促し、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援体制の充実を図る。

・ひきこもりや不登校など、困難を有するこども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

【事業スキーム】

・支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーの派遣による助言、講習会の開催支援等を実施する。

・協議会・センターの運営の中心となっている者が一堂に会し、協議会・センターが設置後に抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等を実施する全国サミットや、協議会・センターの設置が進んでいない地方公共団体等に対して、支援施策の説明、先進事例の紹介、協議会・センターの設置に向けた相談・助言等を実施する地方キャラバンを開催する。

・相談業務に従事した経験年数に応じて、支援対象者の特性や家族についての理解と支援方策に関する講義、分野横断的な連携に関する講義、グループワークによる事例検討を行う研修を実施する。

・アウトリーチの基本的知識・技法や心得に関する講義や支援団体における実地研修を含むアウトリーチ研修を実施し、アウトリーチ研修の受講後、1年以上実務経験を積んだ者を対象とした上級研修を開催する。

3. 実施主体等

実施主体:国